

令和 7 年 第 3 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和 7 年 9 月 1 日 提出

目 次

議案第 7 3 号	令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 5 号) -----	7
議案第 7 4 号	令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 6 号) -----	1 8
議案第 7 5 号	令和 7 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計補正予算(第 1 号) -----	4 0
議案第 7 6 号	令和 7 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事 業特別会計補正予算(第 1 号) -----	4 5
議案第 7 7 号	令和 7 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計補正予算(第 1 号) -----	5 9
議案第 7 8 号	令和 7 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正 予算(第 1 号) -----	7 3
議案第 7 9 号	茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙に おける選挙運動の公費負担に関する条 例の一部を改正する条例 -----	8 2
議案第 8 0 号	茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関 する条例の一部を改正する条例 -----	8 3
議案第 8 1 号	茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条 例の一部を改正する条例 -----	8 5
議案第 8 2 号	茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条 例 -----	8 8
議案第 8 3 号	茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医 、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災 害補償に関する条例の一部を改正する 条例 -----	9 4
議案第 8 4 号	茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム条 例の一部を改正する条例 -----	9 5

議案第 8 5 号	茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例-----	9 6
議案第 8 6 号	工事請負契約の締結について-----	9 7
議案第 8 7 号	工事請負契約の締結について-----	1 0 0
議案第 8 8 号	工事請負契約の締結について-----	1 0 3
議案第 8 9 号	工事請負契約の締結について-----	1 0 6
議案第 9 0 号	動産の取得について-----	1 1 1
議案第 9 1 号	指定管理者の指定について-----	1 1 2
議案第 9 2 号	指定管理者の指定について-----	1 1 4
議案第 9 3 号	令和 6 年度茅ヶ崎市公共下水道事業 会計利益の処分について-----	1 1 6
議案第 9 4 号	和解について-----	1 1 8
議案第 9 5 号の 1	市道路線の廃止について-----	1 1 9
議案第 9 5 号の 2	市道路線の廃止について-----	1 2 2
議案第 9 5 号の 3	市道路線の廃止について-----	1 3 1
議案第 9 6 号の 1	市道路線の認定について-----	1 3 4
議案第 9 6 号の 2	市道路線の認定について-----	1 3 7
議案第 9 6 号の 3	市道路線の認定について-----	1 4 0
議案第 9 6 号の 4	市道路線の認定について-----	1 4 3
議案第 9 6 号の 5	市道路線の認定について-----	1 4 6
議案第 9 6 号の 6	市道路線の認定について-----	1 5 4

認定第 1 号	令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出 決算の認定について-----	1 5 7
認定第 2 号	令和 6 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算の認定について-----	1 5 8
認定第 3 号	令和 6 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事 業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて-----	1 5 9
認定第 4 号	令和 6 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計歳入歳出決算の認定について-----	1 6 0
認定第 5 号	令和 6 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得 事業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて-----	1 6 1
認定第 6 号	令和 6 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計決算の認定について-----	1 6 2
認定第 7 号	令和 6 年度茅ヶ崎市病院事業会計決算 の認定について-----	1 6 3
報告第 1 2 号	令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継 続費精算報告について-----	1 6 5
報告第 1 3 号	令和 6 年度茅ヶ崎市健全化判断比率に ついて-----	1 6 8
報告第 1 4 号	令和 6 年度茅ヶ崎市資金不足比率につ いて-----	1 7 0
報告第 1 5 号	専決処分の報告について-----	1 7 2
報告第 1 6 号	専決処分の報告について-----	1 7 3
報告第 1 7 号	専決処分の報告について-----	1 7 4
報告第 1 8 号	専決処分の報告について-----	1 7 5
報告第 1 9 号	専決処分の報告について-----	1 7 6

令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 1, 1 6 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 5, 3 9 7, 0 4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		20,747,611	42,410	20,790,021
	2 国庫補助金	5,635,081	42,410	5,677,491
17 財産収入		1,069,793	2,312	1,072,105
	2 財産売払収入	856,297	2,312	858,609
20 繰越金		2,957,467	3,012	2,960,479
	1 繰越金	2,957,467	3,012	2,960,479
21 諸収入		4,904,534	3,427	4,907,961
	4 受託事業収入	1,261,156	3,427	1,264,583
歳 入 合 計		105,345,885	51,161	105,397,046

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費		395,807	1,364	397,171
	1 農業費	193,519	1,364	194,883
7 商工費		1,555,140	3,296	1,558,436
	1 商工費	1,555,140	3,296	1,558,436
10 教育費		13,764,780	46,501	13,811,281
	4 学校給食費	1,748,197	44,722	1,792,919
	5 社会教育費	2,079,369	1,779	2,081,148
歳 出 合 計		105,345,885	51,161	105,397,046

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	20,747,611	42,410	20,790,021
17 財産収入	1,069,793	2,312	1,072,105
20 繰越金	2,957,467	3,012	2,960,479
21 諸収入	4,904,534	3,427	4,907,961
歳 入 合 計	105,345,885	51,161	105,397,046

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費	395,807	1,364	397,171
7 商工費	1,555,140	3,296	1,558,436
10 教育費	13,764,780	46,501	13,811,281
歳 出 合 計	105,345,885	51,161	105,397,046

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	補 定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
0	0	0	1,364
0	0	3,427	△131
42,410	0	2,312	1,779
42,410	0	5,739	3,012

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	20,747,611	42,410	20,790,021
	2 国庫補助金	5,635,081	42,410	5,677,491
	7 教育費国庫補助金	385,181	42,410	427,591
17	財産収入	1,069,793	2,312	1,072,105
	2 財産売払収入	856,297	2,312	858,609
	2 物品売払収入	830,497	2,312	832,809
20	繰越金	2,957,467	3,012	2,960,479
	1 繰越金	2,957,467	3,012	2,960,479
	1 繰越金	2,957,467	3,012	2,960,479
21	諸収入	4,904,534	3,427	4,907,961
	4 受託事業収入	1,261,156	3,427	1,264,583
	4 商工費受託事業収入	15,907	3,427	19,334
歳 入 合 計		105,345,885	51,161	105,397,046

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 地方創生臨時 交付金	42,410	2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 42,410
1 物品売払収入	2,312	2 学校給食費 2,312
1 前年度繰越金	3,012	1 前年度繰越金 3,012
1 商工費受託事 業収入	3,427	1 道の駅整備推進事業受託事業収入 3,427

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
6 農林水産業費	395,807	1,364	397,171		
1 農業費	193,519	1,364	194,883		
5 農地費	43,996	1,364	45,360	一般財源	1,364
7 商工費	1,555,140	3,296	1,558,436		
1 商工費	1,555,140	3,296	1,558,436		
1 商工振興費	1,459,445	3,296	1,462,741	そ の 他	3,427
				一般財源	△131
10 教育費	13,764,780	46,501	13,811,281		
4 学校給食費	1,748,197	44,722	1,792,919		
1 学校給食管理費	1,030,496	11,810	1,042,306	国庫支出金	11,810
2 学校給食用食品購入費	717,701	32,912	750,613	国庫支出金	30,600
				そ の 他	2,312
5 社会教育費	2,079,369	1,779	2,081,148		
3 博物館費	86,132	782	86,914	一般財源	782
4 公民館費	135,441	997	136,438	一般財源	997
歳 出 合 計	105,345,885	51,161	105,397,046		

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	1,364	10 農業用排水路維持管理事業費 1,364
5 光熱水費	1,364	
12 委託料	3,296	100 道の駅整備推進事業費 3,296
18 負担金補助及び交付金	11,810	70 物価高騰対応重点支援事業費 11,810
10 需用費	32,912	10 学校給食用食品購入費 2,312
7 賄材料費	32,912	40 物価高騰対応重点支援事業費 30,600
21 補償補填及び賠償金	782	30 文化資料館跡地処分事業費 782
10 需用費	997	30 施設維持管理経費 997
6 修繕料	997	1 施設維持管理経費 997

令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0, 0 5 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 5, 4 2 7, 1 0 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		20,790,021	4,377	20,794,398
	2 国庫補助金	5,677,491	3,060	5,680,551
	3 委託金	50,054	1,317	51,371
19 繰入金		1,589,063	7,857	1,596,920
	2 基金繰入金	1,515,165	7,857	1,523,022
20 繰越金		2,960,479	6,825	2,967,304
	1 繰越金	2,960,479	6,825	2,967,304
22 市債		11,963,600	11,000	11,974,600
	1 市債	11,963,600	11,000	11,974,600
歳 入 合 計		105,397,046	30,059	105,427,105

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		11,691,318	20,845	11,712,163
	1 総務管理費	9,357,259	26,345	9,383,604
	2 徴税費	935,423	△6,817	928,606
	3 戸籍住民基本台帳費	911,513	1,317	912,830
3 民生費		42,843,071	3,334	42,846,405
	1 社会福祉費	18,709,329	2,989	18,712,318
	3 生活保護費	4,523,387	345	4,523,732
4 衛生費		15,251,633	5,880	15,257,513
	1 保健衛生費	5,946,839	1,036	5,947,875
	2 清掃費	9,304,794	4,844	9,309,638
歳 出 合 計		105,397,046	30,059	105,427,105

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
軽自動車税納税通知書等作成及び封入封緘等業務委託経費	令和7年度 } 令和8年度	千円 5,388
市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書等作成及び封入封緘等業務委託経費	令和7年度 } 令和8年度	10,430
市民税・県民税・森林環境税普通徴収納税通知書等作成及び封入封緘等業務委託経費	令和7年度 } 令和8年度	5,246
戸別収集実験事業（追加分）業務委託経費	令和8年度	31,366

第 3 表 地 方 債 補 正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	限度額	限度額			
全国瞬時警報システム整備事業		11,000	普通貸借又は証券発行。 事業の進捗その他の都合により起債前借り又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、民間等資金の場合には、その債権者との融資条件による。ただし、市財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借り換えることができる。
計	11,963,600	11,974,600			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	20,790,021	4,377	20,794,398
19 繰入金	1,589,063	7,857	1,596,920
20 繰越金	2,960,479	6,825	2,967,304
22 市債	11,963,600	11,000	11,974,600
歳 入 合 計	105,397,046	30,059	105,427,105

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	11,691,318	20,845	11,712,163
3 民生費	42,843,071	3,334	42,846,405
4 衛生費	15,251,633	5,880	15,257,513
歳 出 合 計	105,397,046	30,059	105,427,105

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
4,377	11,000	3,013	2,455
0	0	0	3,334
0	0	4,844	1,036
4,377	11,000	7,857	6,825

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	20,790,021	4,377	20,794,398
2 国庫補助金	5,677,491	3,060	5,680,551
1 総務費国庫補助金	977,465	3,060	980,525
3 委託金	50,054	1,317	51,371
1 総務費委託金	550	1,317	1,867
19 繰入金	1,589,063	7,857	1,596,920
2 基金繰入金	1,515,165	7,857	1,523,022
1 ふるさと基金繰入金	107,340	2,676	110,016
7 ごみ減量化・資源化基金繰入金	740,772	5,181	745,953
20 繰越金	2,960,479	6,825	2,967,304
1 繰越金	2,960,479	6,825	2,967,304
1 繰越金	2,960,479	6,825	2,967,304
22 市債	11,963,600	11,000	11,974,600
1 市債	11,963,600	11,000	11,974,600
1 総務債	993,100	11,000	1,004,100
歳 入 合 計	105,397,046	30,059	105,427,105

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	3,060	1 社会保障・税番号制度推進事業補助金	3,060
1 戸籍住民基本台帳費委託金	1,317	1 中長期在留者住居地届出等事務委託金	1,317
1 ふるさと基金繰入金	2,676	1 ふるさと基金繰入金	2,676
1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	5,181	1 ごみ減量化・資源化基金繰入金	5,181
1 前年度繰越金	6,825	1 前年度繰越金	6,825
1 総務管理債	11,000	5 全国瞬時警報システム整備事業債	11,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	11,691,318	20,845	11,712,163		
1 総務管理費	9,357,259	26,345	9,383,604		
1 一般管理費	3,510,629	337	3,510,966	そ の 他	337
6 財産管理費	543,432	11,868	555,300	そ の 他	2,676
				一般財源	9,192
7 企画費	1,695,801	3,060	1,698,861	国庫支出金	3,060
16 防災対策費	116,794	11,080	127,874	地 方 債	11,000
				一般財源	80
2 徴税費	935,423	△6,817	928,606		
2 賦課徴収費	339,827	△6,817	333,010	一般財源	△6,817
3 戸籍住民基本台帳費	911,513	1,317	912,830		
1 戸籍住民基本台帳費	911,513	1,317	912,830	国庫支出金	1,317
3 民生費	42,843,071	3,334	42,846,405		
1 社会福祉費	18,709,329	2,989	18,712,318		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
4 共済費	337	20 一般管理経費	337
10 需用費	330	10 庁舎維持管理経費	2,676
6 修繕料	330	1 庁舎維持管理経費	2,676
		30 車両管理経費	492
12 委託料	8,700	90 公共施設マネジメント推進事業費	8,700
13 使用料及び賃借料	792		
17 備品購入費	2,046		
12 委託料	3,060	50 情報化推進経費	3,060
		1 情報化推進経費	3,060
11 役務費	22	30 防災無線関係事業費	11,080
1 通信運搬費	22	2 防災行政用無線整備事業費	7,417
		3 地域情報配信システム整備事業費	3,663
12 委託料	11,058		
10 需用費	△6,817	10 賦課徴収管理経費	△6,817
4 印刷製本費	△6,817		
17 備品購入費	1,317	20 戸籍住民基本台帳管理経費	1,317

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
	1	社会福祉総務費	6,792,973	2,624	6,795,597	一般財源	2,624
	2	障がい者福祉費	7,767,230	365	7,767,595	一般財源	365
	3	生活保護費	4,523,387	345	4,523,732		
	1	生活保護総務費	285,440	345	285,785	一般財源	345
4		衛生費	15,251,633	5,880	15,257,513		
	1	保健衛生費	5,946,839	1,036	5,947,875		
	2	予防費	1,125,963	902	1,126,865	一般財源	902
	7	保健所費	282,816	134	282,950	一般財源	134
	2	清掃費	9,304,794	4,844	9,309,638		
	1	清掃総務費	1,745,454	4,844	1,750,298	そ の 他	4,844

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金利子及び割引料	2,624	250 介護保険低所得者保険料軽減負担金返還金	2,624
13 使用料及び賃借料	365	10 障がい者福祉管理経費 1 障がい者福祉管理経費	365 365
13 使用料及び賃借料	345	20 生活保護総務管理経費	345
22 償還金利子及び割引料	902	30 感染症対策事業費 4 感染症患者医療費	902 902
13 使用料及び賃借料	134	10 保健所管理運営経費	134
1 報酬	1,533	20 清掃総務管理経費	4,844
3 職員手当等	588		
17 会計年度任用職員期末勤勉手当	588		
8 旅費	35		
1 費用弁償	35		
10 需用費	170		
1 消耗品費	70		

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
歳 出 合 計			105,397,046	30,059	105,427,105		

衛生費

(単位 千円)

節			説	明
区 分		金 額		
	4 印刷製本費	100		
11	役務費	347		
	1 通信運搬費	347		
12	委託料	2,171		

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1,640 (1,344)	1,653,437	6,585,087	14,583,088	2,661,554	17,244,642	
補 正 前	1,640 (1,342)	1,651,904	6,584,499	14,580,967	2,661,217	17,242,184	
比 較	(2)	1,533	588	2,121	337	2,458	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)					
	補 正 後	3,523,545					
	補 正 前	3,522,957					
	比 較	588					

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。

※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員を含みます。

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,307)	1,653,437	445,214	2,098,651	237,763	2,336,414	
補 正 前	(1,305)	1,651,904	444,626	2,096,530	237,426	2,333,956	
比 較	(2)	1,533	588	2,121	337	2,458	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末勤勉手当 (千円)					
	補 正 後	445,214					
	補 正 前	444,626					
	比 較	588					

※表中()は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	588	その他の増減分 588	期末勤勉手当 588 千円	

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) の 額	
		期 間	金 額
軽自動車税納税通知書等作成及び封入封緘等業務委託経費	千円 5,388		千円
市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書等作成及び封入封緘等業務委託経費	10,430		
市民税・県民税・森林環境税普通徴収納税通知書等作成及び封入封緘等業務委託経費	5,246		
戸別収集実験事業（追加分）業務委託経費	31,366		

に関する調書

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
期間	金額	特定 国県支出金	特定 地方債	特定 その他	
令和7年度 ） 令和8年度	千円 5,388	千円	千円	千円	千円 5,388
令和7年度 ） 令和8年度	10,430				10,430
令和7年度 ） 令和8年度	5,246				5,246
令和8年度	31,366			31,366	

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額				補 正 前	補 正 後
		補正前の額	補 正 額	繰 越 額	計		
1 普 通 債	42,626,346	13,220,700	11,000		13,231,700	52,395,191	52,406,191
(1) 総 務	9,608,530	995,100	11,000		1,006,100	9,871,429	9,882,429
合 計	64,408,890	13,220,700	11,000		13,231,700	71,929,118	71,940,118

令和 7 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度茅ヶ崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案する。

第 1 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書等作成及び封入封緘等業務委託経費	令和7年度 ∩ 令和8年度	千円 8,932

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) の 額	
		期 間	金 額
納入通知書等作成及び封入封緘等業務委託経費	千円 8,932		千円

に 関 す る 調 書

当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
令和7年度 ┆ 令和8年度	千円 8,932	千円	千円	千円 8,932	千円

令和 7 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度茅ヶ崎市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,661 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,952,661 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 国庫支出金		0	5,661	5,661
	1 国庫補助金	0	5,661	5,661
歳 入 合 計		4,947,000	5,661	4,952,661

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		117,797	5,661	123,458
	1 総務管理費	96,533	5,661	102,194
歳 出 合 計		4,947,000	5,661	4,952,661

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書等作成及び封入封緘等業務委託経費	令和7年度 ┆ 令和8年度	千円 7,589

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 国庫支出金	0	5,661	5,661
歳 入 合 計	4,947,000	5,661	4,952,661

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	117,797	5,661	123,458
歳 出 合 計	4,947,000	5,661	4,952,661

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特	補 定	財 源	一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5,661	0	0	0
5,661	0	0	0

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	国庫支出金	0	5,661	5,661
	1 国庫補助金	0	5,661	5,661
	1 子ども・子育て支援事業費補助金	0	5,661	5,661
歳 入 合 計		4,947,000	5,661	4,952,661

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 子ども・子育て支援事業費補助金	5,661	1 子ども・子育て支援事業費補助金 (10/10)	5,661

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 総務費	117,797	5,661	123,458		
1 総務管理費	96,533	5,661	102,194		
1 一般管理費	96,533	5,661	102,194	国庫支出金	5,661
歳 出 合 計	4,947,000	5,661	4,952,661		

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	5,661	20 一般管理経費 5,661

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 未 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
納入通知書等作成及び封入封緘等業務委託経費	千円 7,589		千円

に関する調書

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
令和7年度 ┆ 令和8年度	千円 7,589	千円	千円	千円 7,589	千円

令和 7 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度茅ヶ崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 591,245 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,100,245 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		3,898,278	10,412	3,908,690
	2 国庫補助金	603,109	10,412	613,521
3 支払基金交付金		5,093,765	937	5,094,702
	1 支払基金交付金	5,093,765	937	5,094,702
4 県支出金		2,699,163	6,515	2,705,678
	2 県補助金	101,481	6,515	107,996
6 繰越金		10	573,381	573,391
	1 繰越金	10	573,381	573,391
歳 入 合 計		19,509,000	591,245	20,100,245

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 介護保険運営基金		4,312	466,641	470,953
	1 介護保険運営基金	4,312	466,641	470,953
6 諸支出金		81,316	124,604	205,920
	1 償還金及び還付加算金	6,335	124,604	130,939
歳 出 合 計		19,509,000	591,245	20,100,245

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
普通徴収納入通知書等作成及び封入封緘等業務委託経費	令和7年度 } 令和8年度	千円 973
特別徴収納入通知書等作成及び封入封緘等業務委託経費	令和7年度 } 令和8年度	3,183

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金	3,898,278	10,412	3,908,690
3 支払基金交付金	5,093,765	937	5,094,702
4 県支出金	2,699,163	6,515	2,705,678
6 繰越金	10	573,381	573,391
歳 入 合 計	19,509,000	591,245	20,100,245

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
5 介護保険運営基金	4,312	466,641	470,953
6 諸支出金	81,316	124,604	205,920
歳 出 合 計	19,509,000	591,245	20,100,245

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特	財	源	一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
16,927	0	449,714	0
0	0	124,604	0
16,927	0	574,318	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金	3,898,278	10,412	3,908,690
2 国庫補助金	603,109	10,412	613,521
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	146,721	10,412	157,133
3 支払基金交付金	5,093,765	937	5,094,702
1 支払基金交付金	5,093,765	937	5,094,702
2 地域支援事業支援交付金	198,161	937	199,098
4 県支出金	2,699,163	6,515	2,705,678
2 県補助金	101,481	6,515	107,996
1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	91,698	6,515	98,213
6 繰越金	10	573,381	573,391
1 繰越金	10	573,381	573,391
1 繰越金	10	573,381	573,391
歳 入 合 計	19,509,000	591,245	20,100,245

(単位 千円)

節		説明	
区 分	金 額		
2 過年度分	10,412	1 過年度分	10,412
2 過年度分	937	1 過年度分	937
2 過年度分	6,515	1 過年度分	6,515
1 前年度繰越金	573,381	1 前年度繰越金	573,381

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 介護保険運営基金	4,312	466,641	470,953		
1 介護保険運営基金	4,312	466,641	470,953		
1 介護保険運営基金	4,312	466,641	470,953	国庫支出金	10,412
				県支出金	6,515
				そ の 他	449,714
6 諸支出金	81,316	124,604	205,920		
1 償還金及び還付加算金	6,335	124,604	130,939		
2 償還金	10	124,604	124,614	そ の 他	124,604
歳 出 合 計	19,509,000	591,245	20,100,245		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
24 積立金	466,641	10 介護保険運営基金積立金	466,641
22 償還金利子及び割引料	124,604	10 償還金	124,604

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) の 額	
		期 間	金 額
普通徴収納入通知書等作成及び封入封緘等業務委託経費	千円 973		千円
特別徴収納入通知書等作成及び封入封緘等業務委託経費	3,183		

に 関 する 調 書

当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
期 間	金 額	特 定 財 源	国 県 支 出 金	地 方 債	
令和7年度 ┆ 令和8年度	千円 973		千円	千円	千円
令和7年度 ┆ 令和8年度	3,183				3,183

令和7年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度茅ヶ崎市病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出			
第1款 病院事業費用	14,568,432千円	8千円	14,568,440千円
第1項 医業費用	14,260,983千円	2千円	14,260,985千円
第3項 特別損失	118,813千円	6千円	118,819千円
令和7年9月1日提出			

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和 7 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費用			14,568,432	8	14,568,440	
	1 医 業 費 用		14,260,983	2	14,260,985	
		3 経 費	2,895,772	2	2,895,774	
	3 特 別 損 失		118,813	6	118,819	
		1 過年度損益修正損	118,813	6	118,819	

令和7年度茅ヶ崎市病院事業補正予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益 (△は当年度純損失)	△1,163,334	△8	△1,163,342
減価償却費	872,736		872,736
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	80,000		80,000
賞与引当金の増減額 (△は減少)	15,388		15,388
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,355		1,355
その他引当金 (法定福利費引当金) の増減額 (△は減少)	3,511		3,511
長期前受金戻入額	△465,282		△465,282
受取利息及び受取配当金	△2,125		△2,125
支払利息	92,569		92,569
長期前払消費税勘定償却	26,380		26,380
固定資産除却費	11,728		11,728
未収金の増減額 (△は増加)	17,053		17,053
未払金の増減額 (△は減少)	△49,731		△49,731
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,948		△3,948
預り金の増減額 (△は減少)	△2,317		△2,317
その他流動資産の増減額 (△は増加)	<u>6,368</u>		<u>6,368</u>
小計	△559,649	△8	△559,657
利息及び配当金の受取額	2,125		2,125
利息の支払額	<u>△92,569</u>		<u>△92,569</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	△650,093	△8	△650,101
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△354,909		△354,909
無形固定資産の取得による支出	△41,500		△41,500
長期貸付金の返還による収入	450		450
その他投資による支出	△2,800		△2,800
その他投資の返還による収入	1,050		1,050
国庫補助金等による収入	23,525		23,525
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>772,673</u>		<u>772,673</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	398,489		398,489
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	1,000,000		1,000,000
一時借入金の返済による支出	△1,000,000		△1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の借入による収入	362,100		362,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,320,539		△1,320,539
リース債務返済による支出	<u>△40,242</u>		<u>△40,242</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△998,681		△998,681
資金増加額 (又は減少額)	△1,250,285	△8	△1,250,293
資金期首残高	<u>3,933,019</u>		<u>3,933,019</u>
資金期末残高	2,682,734	△8	2,682,726

令和7年度茅ヶ崎市病院事業補正予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地	336,264		336,264
イ 建 物	19,419,999	19,419,999	
減 価 償 却 累 計 額	△12,171,459	△12,171,459	7,248,540
ウ 構 築 物	267,083	267,083	
減 価 償 却 累 計 額	△189,127	△189,127	77,956
エ 器 械 備 品	6,264,453	6,264,453	
減 価 償 却 累 計 額	△4,168,434	△4,168,434	2,096,019
オ 車 両	10,420	10,420	
減 価 償 却 累 計 額	△6,391	△6,391	4,029
カ リース 資 産	116,553	116,553	
減 価 償 却 累 計 額	△85,560	△85,560	30,993
有 形 固 定 資 産 合 計			9,793,801
(2) 無 形 固 定 資 産			
ア 電 話 加 入 権	1,803		1,803
イ ソフト ウェア	450,985		450,985
ウ リース 資 産	12,514		12,514
無 形 固 定 資 産 合 計			465,302
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
ア 長 期 貸 付 金	0		0
イ 長 期 前 払 消 費 税	205,443		205,443
ウ そ の 他 投 資	6,885		6,885
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			212,328
固 定 資 産 合 計			10,471,431
2 流 動 資 産		△8	
(1) 現 金 預 金	2,682,734		2,682,726
(2) 未 収 金	2,059,419		2,059,419
貸 倒 引 当 金	△67,044		△67,044
(3) 貯 蔵 品	177,522		177,522
流 動 資 産 合 計			4,852,623
資 産 合 計			15,324,054

区 分		既決予定額	補正予定額	計
負債の部				
3 固定負債				
(1) 企業債				
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	6,383,022		<u>6,383,022</u>	
企業債合計				6,383,022
(2) リース債	23,749			23,749
(3) 引当金				
ア 退職給付引当金	1,998,247		<u>1,998,247</u>	
引当金合計				<u>1,998,247</u>
固定負債合計				8,405,018
4 流動負債				
(1) 企業債				
ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,341,586		<u>1,341,586</u>	
企業債合計				1,341,586
(2) リース債	24,107			24,107
(3) 未払金	955,729			955,729
(4) 引当金				
ア 賞与引当金	389,523		389,523	
イ その他引当金	74,707		<u>74,707</u>	
引当金合計				464,230
(5) その他流動負債				
ア 預り金	3,239		<u>3,239</u>	
その他流動負債合計				<u>3,239</u>
流動負債合計				2,788,891
5 繰延収益				
(1) 長期前受金				
ア 補助金	806,426		806,426	
イ 一般会計繰入金	8,661,868		8,661,868	
ウ その他の他	2,727		<u>2,727</u>	
長期前受金合計				9,471,021
(2) 収益化累計額				
ア 補助金	△471,669		△471,669	
イ 一般会計繰入金	△6,768,868		△6,768,868	
ウ その他の他	△1,221		<u>△1,221</u>	
収益化累計額合計				<u>△7,241,758</u>
繰延収益合計				<u>2,229,263</u>
負債合計				<u>13,423,172</u>
資本の部				
6 資本金	5,383,112			5,383,112
7 剰余金				
(1) 資本剰余金				
ア 寄附金	21,048		21,048	
イ 補助金	219,150		219,150	
ウ その他の資本剰余金	1,538,911		<u>1,538,911</u>	
資本剰余金合計				1,779,109
(2) 欠損				
ア 当年度未処理欠損	5,261,331	8	<u>5,261,339</u>	
欠損金合計				<u>5,261,339</u>
剰余金合計				<u>△3,482,230</u>
資本合計				<u>1,900,882</u>
負債資本合計				<u>15,324,054</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 15～39年

構築物 10～25年

器械備品 4～20年

車両 5～6年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を簡便法により計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

エ その他の引当金

職員の期末勤勉手当の支給に対応して発生する法定福利費を当年度末における期末勤勉手当支給見込額から算出し、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理している。ただし、別棟建設期間中（平成28年度から令和元年度）及び本館改修工事期間中（令和2年度から令和5年度）に生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。また、放射線治療装置更新（令和5年度）及び医療情報システム更新（令和5年度）において生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、それぞれ10年間及び5年間で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ5,789千円、6,368千円である。

予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成している。

3 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は4,451,096千円である。

4 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市病院事業では、病院事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

1 契約あたりのリース料総額が、300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理（簡便処理）を行っている。

1 契約あたりのリース料総額が、300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

令和7年度茅ヶ崎市病院
収益的収入

支出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用	14,568,432	8	14,568,440
1 医 業 費 用	14,260,983	2	14,260,985
3 経 費	2,895,772	2	2,895,774
3 特 別 損 失	118,813	6	118,819
1 過年度損益修正損	118,813	6	118,819

事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
12 通 信 運 搬 費	2	
1 過 年 度 損 益 修 正 損	6	

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年茅ヶ崎市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、公職選挙法施行令の改正に準じて、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における候補者の選挙運動用ビラ等の作成に係る公費負担の限度額を改定するため提案する。

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 28 年茅ヶ崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「第 20 条第 1 項」を「第 21 条第 1 項」に改める。

第 17 条の 3 第 1 項中「除く」の次に「。以下この条において同じ」を、「勤務時間の」の次に「全部又は」を加え、同条第 2 項中「1 日につき 2 時間を超えない」を「次の各号に掲げる範囲内のうち、あらかじめ職員が任命権者に申し出たいずれの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 1 日につき 2 時間を超えない範囲内

(2) 1 年につき 77 時間 30 分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間）を超えない範囲内

第 17 条の 3 中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

第 23 条を第 24 条とし、第 22 条を第 23 条とし、第 21 条を第 22 条とする。

第 20 条第 1 項中「請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 21 条とし、第 19 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 20 条 任命権者は、茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年茅ヶ崎市条例第 2 号）第 34 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員

の意向を確認するための措置

(3) 茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例第34条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第17条の3第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。

3 茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年茅ヶ崎市条例第39号）附則第8項又は第9項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第17条の3第2項第2号の規定を適用する。

令和7年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、小学1年生の子を持つ職員の仕事と育児の両立を支援するため、子育て部分休暇において1日の勤務時間の全部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、国家公務員に準じて、出生時両立支援制度等の請求等に関し講ずべき措置を定めるため提案する。

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年茅ヶ崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 29 条」を「第 33 条」に、「（第 30 条・第 31 条）」を「（第 34 条・第 35 条）」に、「（第 32 条）」を「（第 36 条）」に改める。

第 1 条中「及び第 2 項の」を「から第 3 項まで及び第 5 項の」に改める。

第 26 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第 27 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 27 条第 2 項中「第 17 条の 3 第 1 項の規定による」を「第 17 条の 3 第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」に、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に、「第 61 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

第 6 章中第 32 条を第 36 条とする。

第 5 章中第 31 条を第 35 条とし、第 30 条を第 34 条とする。

第 29 条を次のように改め、第 4 章中同条を第 33 条とする。

（部分休業の承認の取消事由）

第 33 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

第 28 条中「職員が」の次に「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する」を加え、同条を第 32 条とし、第 27 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 28 条 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時

間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第29条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第30条 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第31条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（第33条において「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第30条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

3 茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年茅ヶ崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第21項中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務の職を占める職員」に改め、「及び同条例第27条」を削る。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、部分休業のうち 1 日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないものの上限を定める等のため提案する。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市市税条例（昭和 2 5 年茅ヶ崎市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「公示送達は」の次に「、公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示することによってする」に改める。

第 1 2 条中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 2 5 条の 3 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 2 5 条の 9 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

- (1) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金のうち、神奈川県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもの
- (2) 所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）第 2 1 7 条第 1 号に規定する独立行政法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (3) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

第 2 5 条の 9 第 1 項中第 4 号を第 1 1 号とし、第 3 号の次に次の 7 号を加える。

- (4) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 2 号に規定する法人（神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に対する寄附金（法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (5) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（いず

れも神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。) に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人(神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。) に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人(神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。) に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人(神奈川県内に事務所又は事業所を有するものに限る。) に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託(神奈川県知事の認可を受けたものに限る。) の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)のうち、神奈川県内に事務所を有する法人に対するもの

第26条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。)(前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」を加え、「同項第4号」を「同項第11号」に改め、同条第4項中「同項第4号」を「同項第11号」に改める。

附則第1条の3を削る。

附則第2条の7中「附則第21条の2第1項、附則第21条の3第1項、附則第21条の4第1項、附則第21条の7第1項、附則第21条の8第1項、附則第21条の9第1項又は附則第21条の10第1項」を「附則第21条の3第1項、附則第21条の4第1項、附則第21条の5第1項、附則第21条の8第1項、附則第21条の9第1項、附則第21条の10第1項又は附則第21条の11第1項」に改める。

附則第21条の12を附則第21条の13とし、附則第21条の11を附則第21条の12とする。

附則第21条の10第2項中「附則第21条の10第1項」を「附則第21条の11第1項」に改め、同条を附則第21条の11とする。

附則第21条の9第2項中「附則第21条の9第1項」を「附則第21条の10第1項」に改め、同条を附則第21条の10とし、附則第21条の8を附則第21条の9とする。

附則第21条の7第2項中「附則第21条の4第1項」を「附則第21条の5第1項」に改め、同条第5項第2号から第5号までの規定中「附則第21条の7第1項」を「附則第21条の8第1項」に改め、同条を附則第21条の8とする。

附則第21条の6第1項中「附則第21条の4第1項」を「附則第21条の5第1項」に改め、同条を附則第21条の7とし、附則第21条の5を附則第21条の6とする。

附則第21条の4第2項中「附則第21条の7第1項」を「附則第21条の8第1項」に改め、同条第3項中「附則第21条の4第1項」を「附則第21条の5第1項」に改め、同条を附則第21条の5とする。

附則第21条の3第3項第2号から第5号までの規定中「附則第21条の3第1項」を「附則第21条の4第1項」に改め、同条を附則第21条の4とする。

附則第21条の2第3項中「附則第21条の2第1項」を「附則第21条の3第1項」に改め、同条を附則第21条の3とし、附則第21条の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第21条の2 令和8年4月1日以後に第68条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第68条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第69条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第70条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に應じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第68条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するもの

に係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第69条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第69条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの別表中「令和3年1月1日から令和7年12月31日まで」を「令和8年1月1日から令和12年12月31日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第2条の7の改正規定、附則第21条の12を附則第21条の13とし、附則第21条の11を附則第21条の12とする改正規定、附則第21条の10第2項の改正規定、同条を附則第21条の11とする改正規定、附則第21条の9第2項の改

正規定、同条を附則第21条の10とし、附則第21条の8を附則第21条の9とする改正規定、附則第21条の7の改正規定、同条を附則第21条の8とする改正規定、附則第21条の6第1項の改正規定、同条を附則第21条の7とし、附則第21条の5を附則第21条の6とする改正規定、附則第21条の4の改正規定、同条を附則第21条の5とする改正規定、附則第21条の3第3項の改正規定、同条を附則第21条の4とする改正規定、附則第21条の2第3項の改正規定及び同条を附則第21条の3とし、附則第21条の次に1条を加える改正規定並びに附則第6項から第8項までの規定 令和8年4月1日

(2) 第10条及び第12条の改正規定並びに次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(3) 第25条の9第1項の改正規定、第26条の2第1項の改正規定（「同項第4号」を「同項第11号」に改める部分に限る。）、同条第4項の改正規定及び附則第1条の3を削る改正規定並びに附則第4項の規定 令和9年1月1日

（公示送達に関する経過措置）

2 改正後の茅ヶ崎市市税条例（以下「新条例」という。）第10条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

3 新条例第25条の3及び第26条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第25条の9第1項第9号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

5 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 6 次項に定めるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第21条の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 7 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、茅ヶ崎市市税条例第68条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第70条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第21条の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
- (1) 茅ヶ崎市市税条例第70条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第21条の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第21条の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 8 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和7年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方税法の改正に伴い、公示送達の方法を改めるとともに、所得割の納税義務者に係る特定親族特別控除について定める等のため提案する。

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年茅ヶ崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「177,950円」を「186,050円」に改め、同項第3号中「88,980円」を「92,980円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第12条第2項の規定は、令和7年8月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 令和7年8月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第12条の規定による介護補償（令和7年8月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する改正後の茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第12条の規定による介護補償の内払とみなす。

令和7年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、学校医等の公務災害に対する介護補償の額を改めるため提案する。

茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム条例（平成元年茅ヶ崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 5 条第 1 3 項」を「第 5 条第 1 4 項」に改め、同項第 2 号中「第 5 条第 1 4 項」を「第 5 条第 1 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和 4 年茅ヶ崎市条例第 4
2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 2 項中「ため 1 日の勤務時間の」の次に「全部又は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、市の職員に準じて、部分休業及び子育て部分休暇のうち 1 日の勤務時間の全部
を勤務しないものについても無給とするため提案する。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 契約の目的 令和 7 年度準用河川千ノ川整備工事
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 789,800,000 円
- 4 竣工期限 令和 8 年 10 月 30 日
- 5 契約の相手方 鴻池・亀井特定建設工事共同企業体

代表者

神奈川県横浜市中区住吉町 4 丁目 45 番 1 号

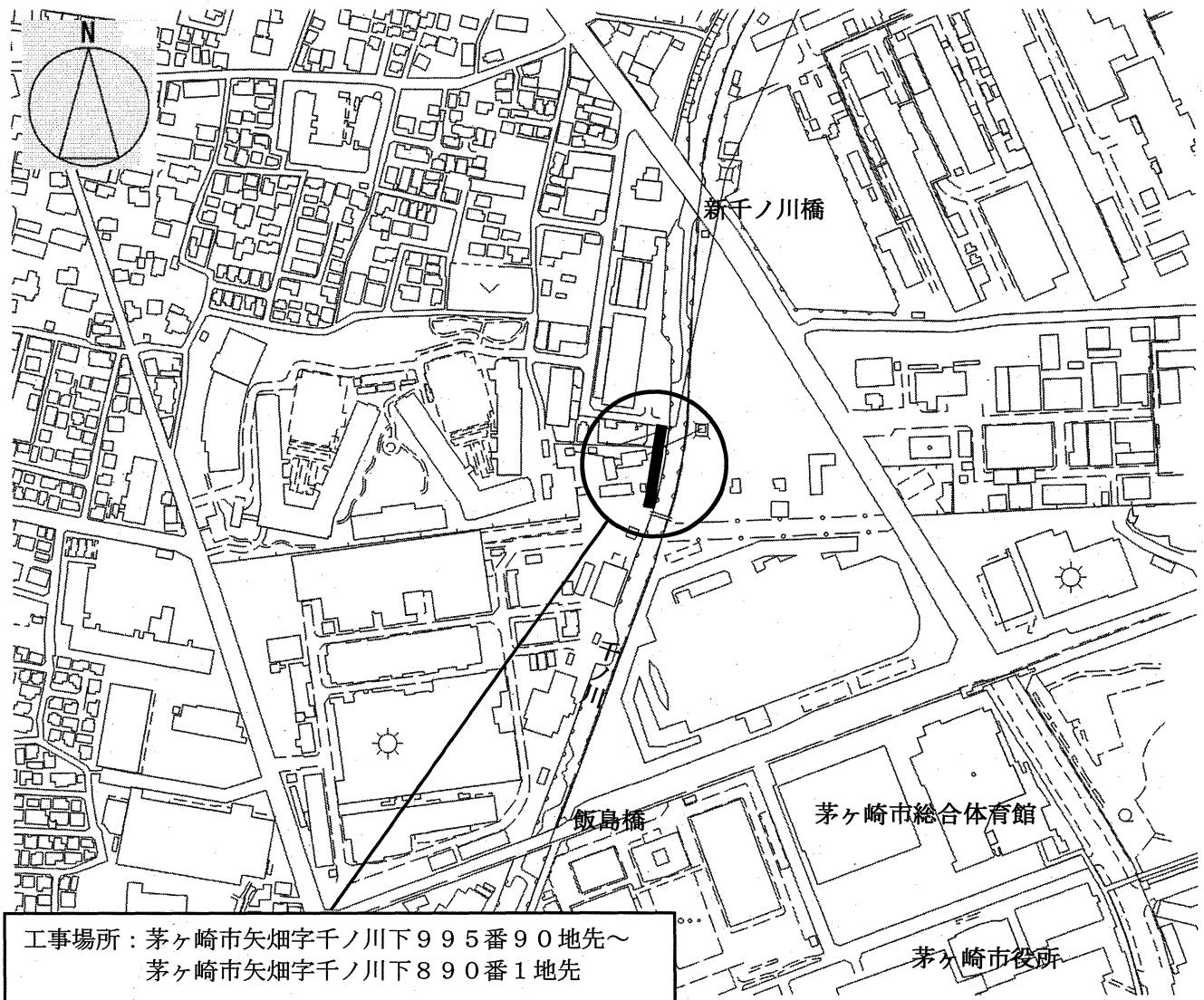
株式会社鴻池組横浜支店

支店長 中村 和弘

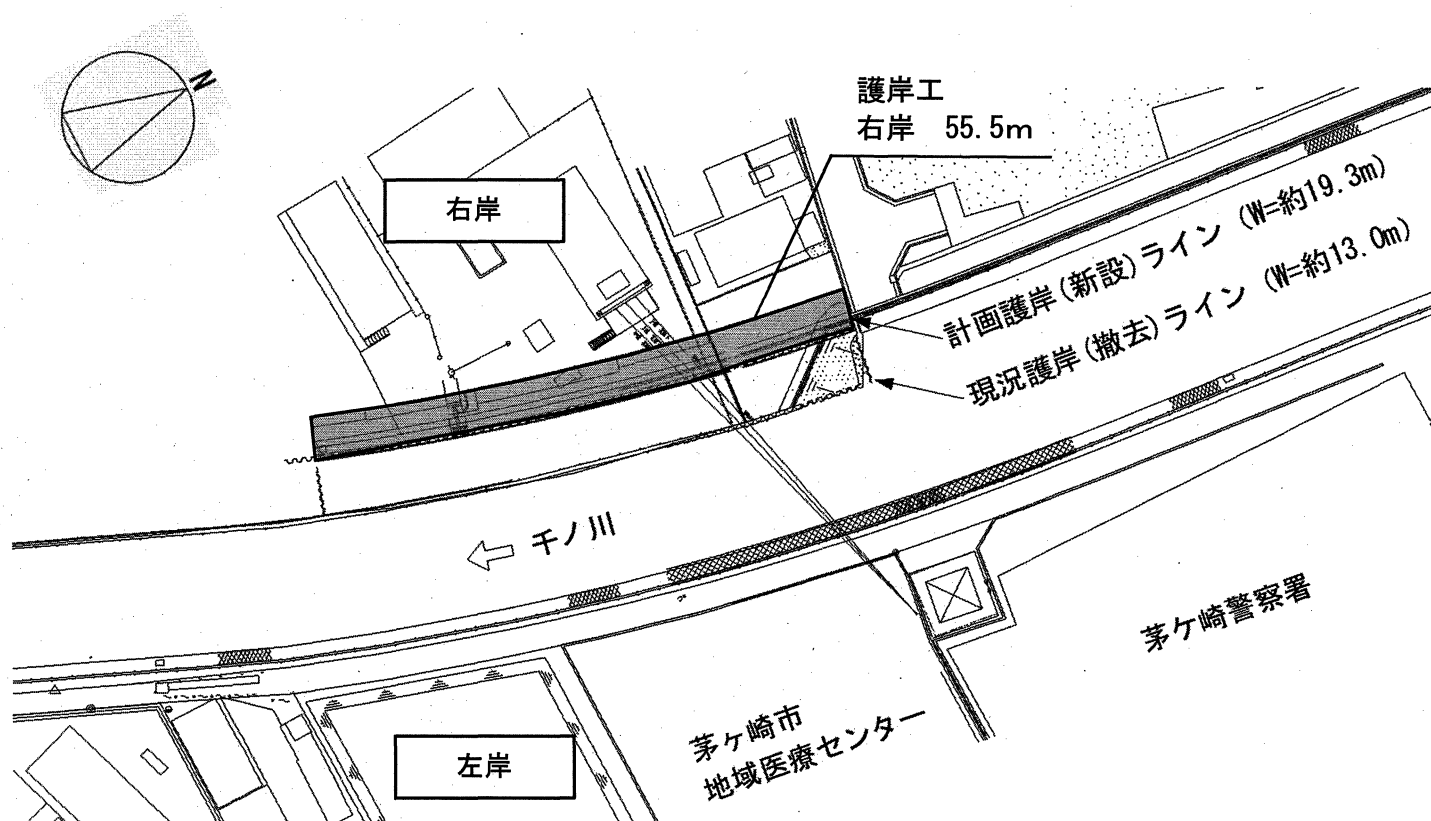
提案理由

本案は、令和 7 年度準用河川千ノ川整備工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案する。

工事名称：令和 7 年度準用河川千ノ川整備工事



案内図



平面図

工事名称

令和7年度準用河川千ノ川整備工事

工事概要

護岸工

右岸

55.5m

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 契約の目的 (仮称) 茅ヶ崎市保健所・保健センター建設(電気設備)工事
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 600,600,000円
- 4 竣工期限 令和9年3月16日
- 5 契約の相手方 ヤンテック・神奈川電設特定建設工事共同企業体

代表者

神奈川県茅ヶ崎市矢畑1065番地

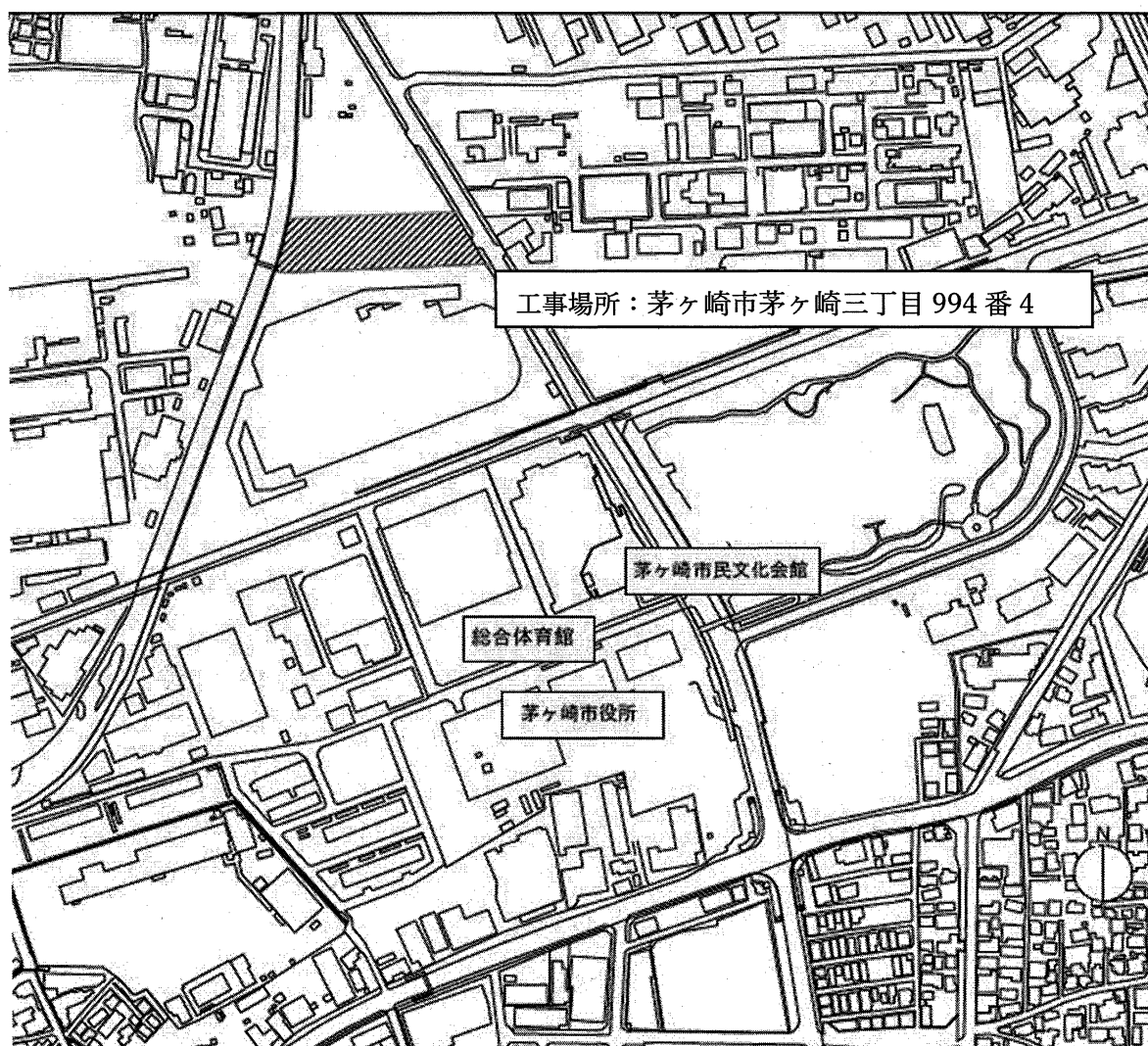
ヤンテック株式会社

代表取締役 矢野 嘉哉

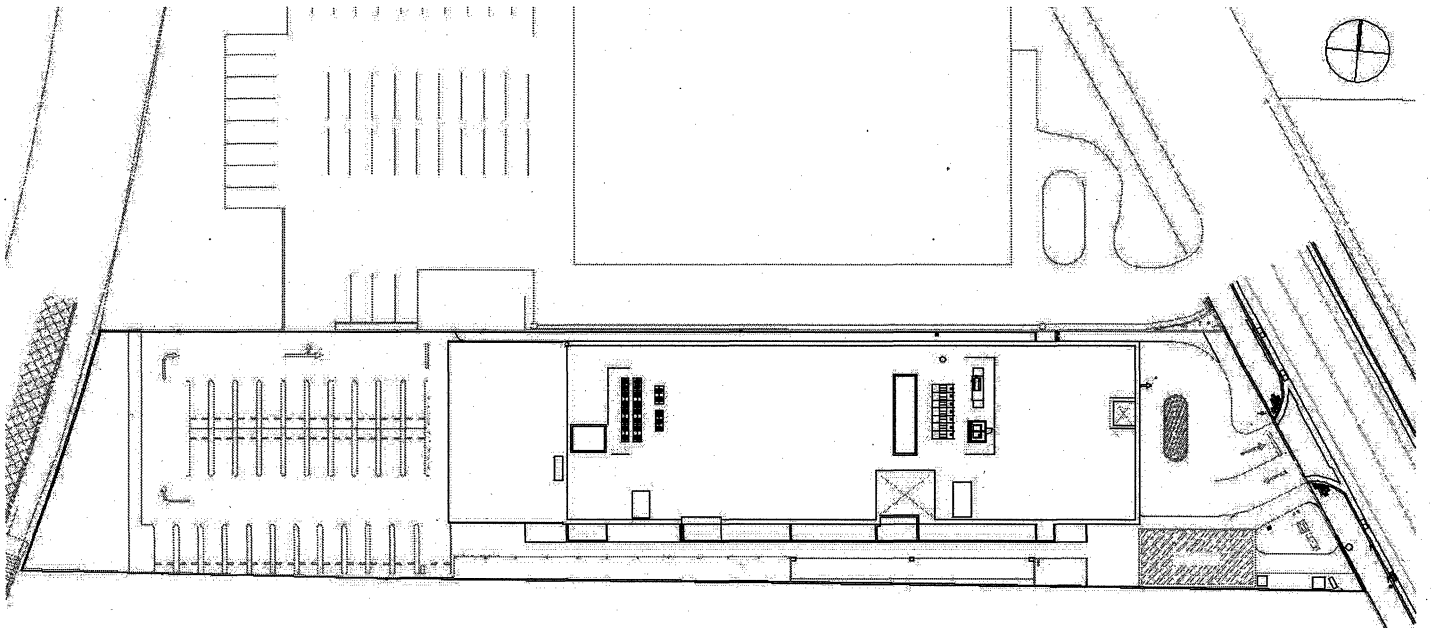
提案理由

本案は、(仮称)茅ヶ崎市保健所・保健センター建設(電気設備)工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

工事名称：(仮称) 茅ヶ崎市保健所・保健センター建設（電気設備）工事



案内図



配置図

工事名称

(仮称) 茅ヶ崎市保健所・保健センター建設（電気設備）工事

施設概要

施設用途：保健所、保健センター、こどもセンター、神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所
所在地：茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目 994 番 4

建物概要

敷地面積：3306.62 m²
建築面積：1469.21 m²
延床面積：4548.03 m²
構造規模：鉄骨造 地上 4 階

工事概要

電気設備工事 一式

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

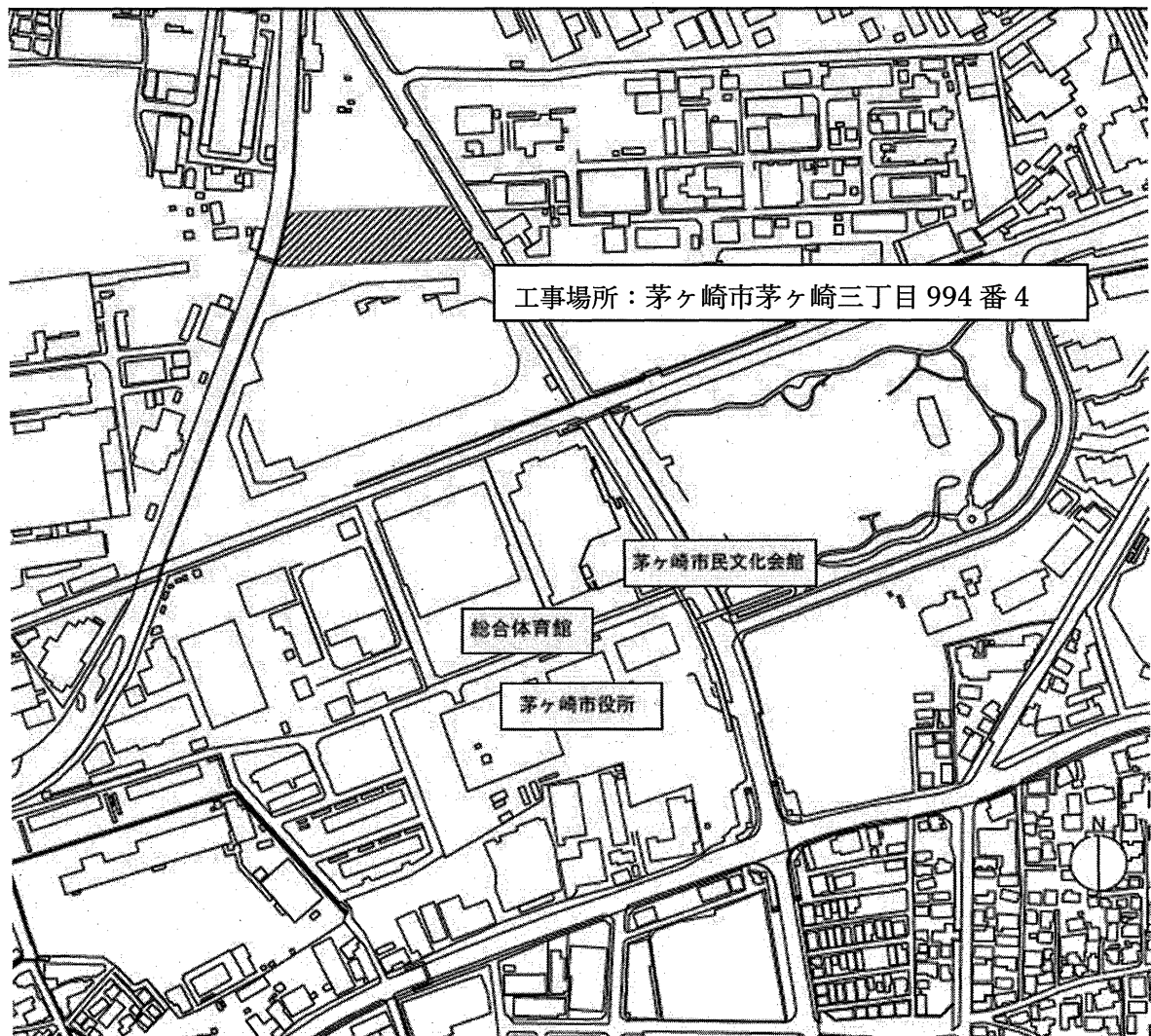
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 契約の目的 (仮称) 茅ヶ崎市保健所・保健センター建設(機械設備) 工事
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 532,840,000 円
- 4 竣工期限 令和 9 年 3 月 16 日
- 5 契約の相手方 勝栄・マルイ特定建設工事共同企業体
代表者
神奈川県高座郡寒川町田端 1177 番地
株式会社勝栄工業
代表取締役 中内 靖修

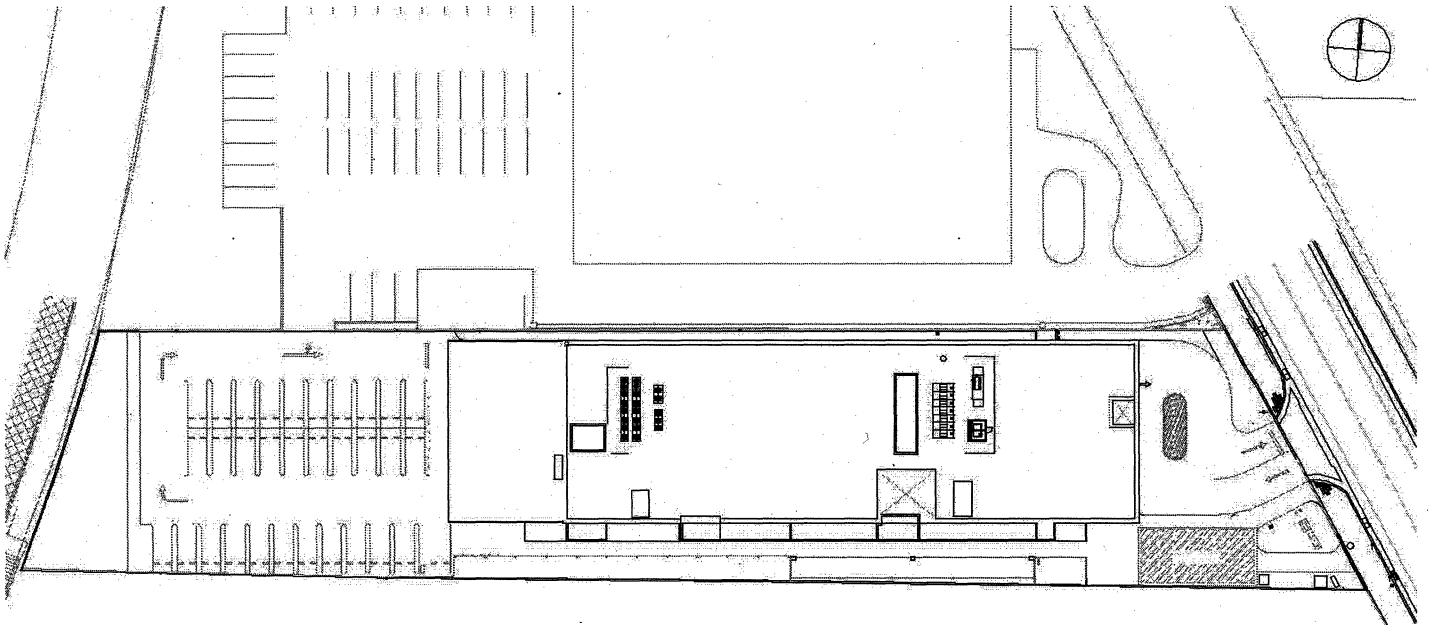
提案理由

本案は、(仮称) 茅ヶ崎市保健所・保健センター建設(機械設備) 工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案する。

工事名称：(仮称) 茅ヶ崎市保健所・保健センター建設（機械設備）工事



案内図



配置図

工事名称

(仮称) 茅ヶ崎市保健所・保健センター建設（機械設備）工事

施設概要

施設用途：保健所、保健センター、こどもセンター、神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所
所在地：茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目 994 番 4

建物概要

敷地面積：3306.62 m²
建築面積：1469.21 m²
延床面積：4548.03 m²
構造規模：鉄骨造 地上 4 階

工事概要

機械設備工事 一式

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

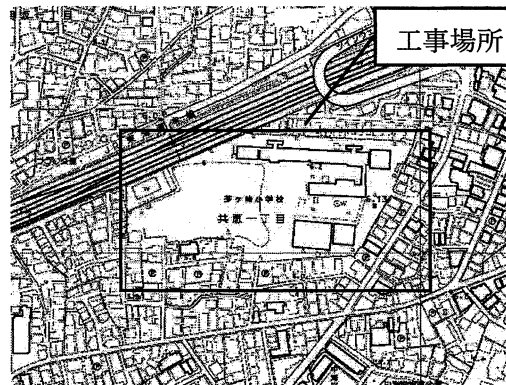
- 1 契約の目的 茅ヶ崎小学校外 3 校屋内運動場他空調設備設置（機械設備）工事
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 288,750,000 円
- 4 竣工期限 令和 8 年 5 月 15 日
- 5 契約の相手方 生井・田口特定建設工事共同企業体
代表者
神奈川県藤沢市葛原 2029 番地
有限会社生井興業
代表取締役 生井 昭博

提案理由

本案は、茅ヶ崎小学校外 3 校屋内運動場他空調設備設置（機械設備）工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案する。

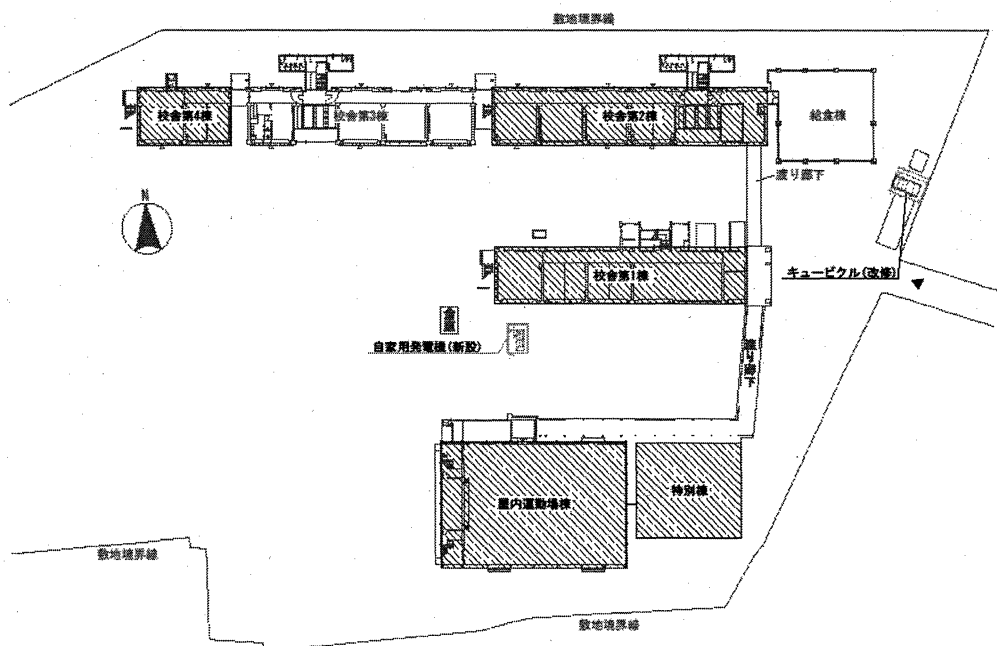
工事名称：茅ヶ崎小学校外 3 校屋内運動場他空調設備設置（機械設備）工事

・茅ヶ崎小学校



工事場所：茅ヶ崎市共恵一丁目 10 番 23 号

案内図



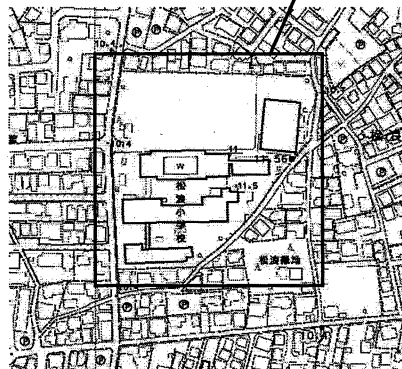
配置図

[工事概要]

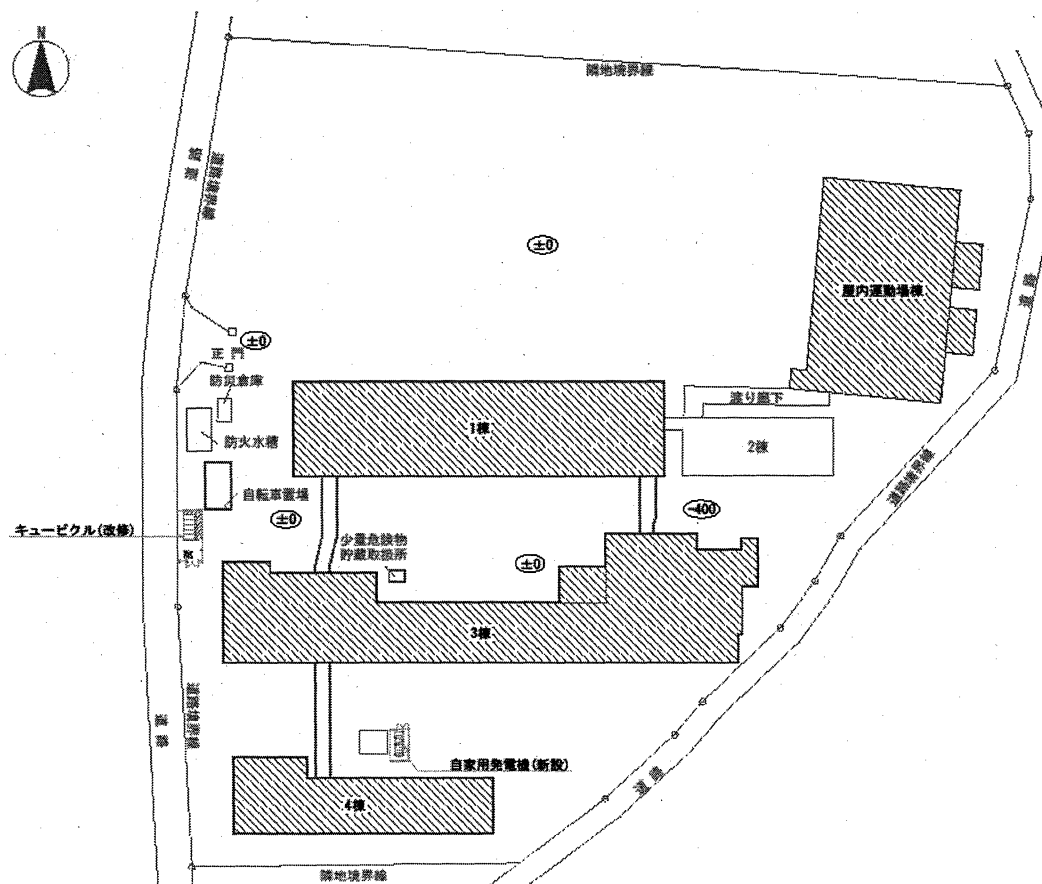
屋内運動場及び特別教室等の空調設備設置に伴う機械設備工事一式

・松浪小学校

工事場所：茅ヶ崎市松浪一丁目 1 番 61 号



案内図

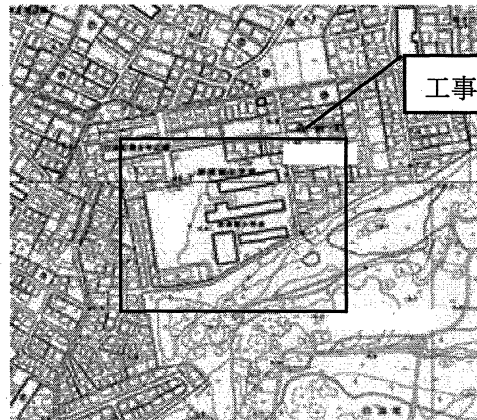


配置図

[工事概要]

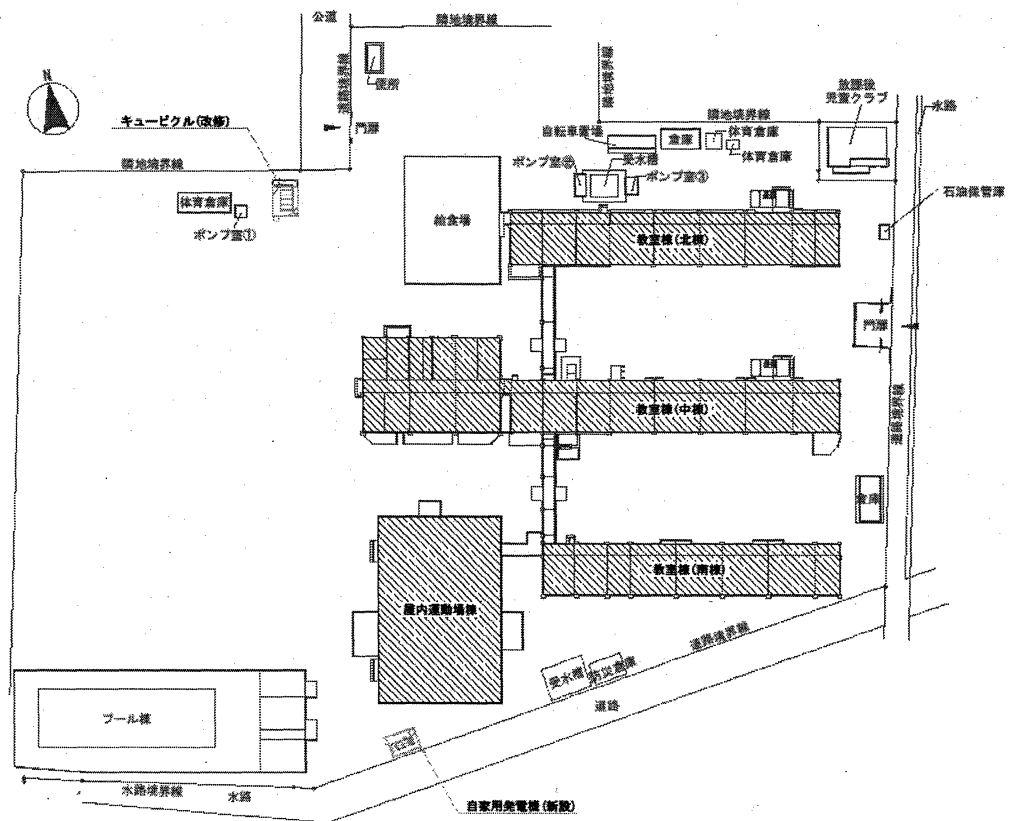
屋内運動場及び特別教室等の空調設備設置に伴う機械設備工事一式

・浜須賀小学校



工事場所：茅ヶ崎市白浜町 3 番 1 号

案内図



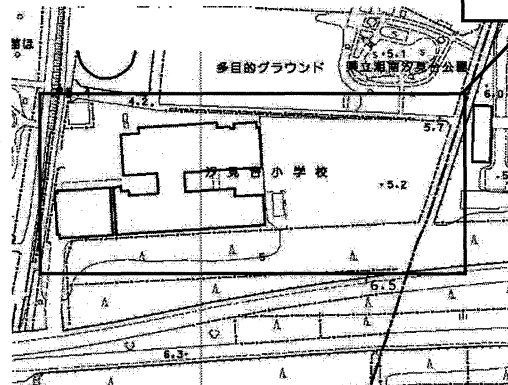
配置図

[工事概要]

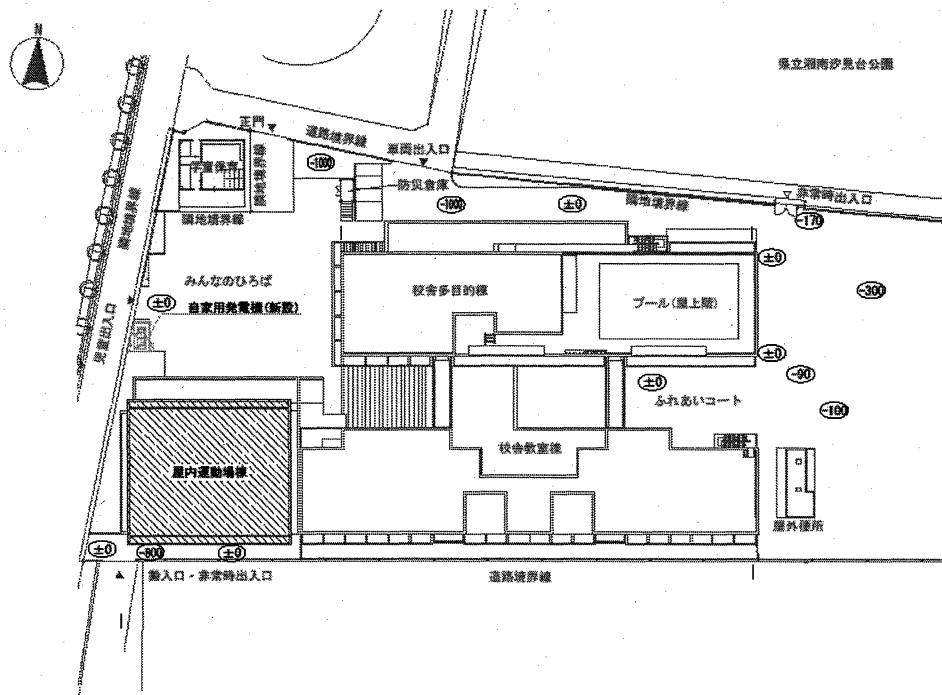
屋内運動場及び特別教室等の空調設備設置に伴う機械設備工事一式

・ 汐見台小学校

工事場所：茅ヶ崎市汐見台 3 番 11 号



案内図



配置図

[工事概要]

屋内運動場及び特別教室等の空調設備設置に伴う機械設備工事一式

動産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 動 産 の 名 称 学習用端末等
- 2 契 約 方 法 随意契約
- 3 契 約 金 額 1, 102, 860, 000 円
- 4 納 入 期 限 令和 8 年 3 月 31 日
- 5 契 約 の 相 手 方 神奈川県藤沢市南藤沢 2-1-1 フジサワ名店ビル
株式会社有隣堂 藤沢営業所
所長 小室 裕章

提案理由

本案は、学習用端末等の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 施 設 の 名 称 茅ヶ崎市小出児童クラブ
茅ヶ崎市香川児童クラブ
茅ヶ崎市香川第 2 児童クラブ
茅ヶ崎市円蔵児童クラブ
茅ヶ崎市松林児童クラブ
茅ヶ崎市小和田児童クラブ
茅ヶ崎市室田児童クラブ
茅ヶ崎市松浪児童クラブ
茅ヶ崎市松浪第 2 児童クラブ
茅ヶ崎市浜須賀児童クラブ
茅ヶ崎市浜須賀第 2 児童クラブ
茅ヶ崎市緑が浜児童クラブ
茅ヶ崎市汐見台児童クラブ
- 2 指定管理者の名称 東京都調布市調布ヶ丘三丁目 6 番地 3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
代表取締役 山田 智治

3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から

令和13年3月31日まで

提案理由

本案は、茅ヶ崎市児童クラブ（東部ブロック）の指定管理者にシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 施 設 の 名 称 茅ヶ崎市鶴嶺児童クラブ
茅ヶ崎市今宿・鶴嶺児童クラブ
茅ヶ崎市梅田児童クラブ
茅ヶ崎市梅田第 2 児童クラブ
茅ヶ崎市今宿児童クラブ
茅ヶ崎市浜之郷児童クラブ
茅ヶ崎市茅ヶ崎児童クラブ
茅ヶ崎市西浜児童クラブ
茅ヶ崎市柳島児童クラブ
茅ヶ崎市東海岸児童クラブ
- 2 指定管理者の名称 神奈川県茅ヶ崎市東海岸北一丁目 4 番 6 2 号
N T T 東日本茅ヶ崎ビル
特定非営利活動法人ちがさき学童保育の会
理事長 炭田 裕美
- 3 指 定 の 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から
令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

本案は、茅ヶ崎市児童クラブ（西部ブロック）の指定管理者に特定非営利活動法人ちがさき学童保育の会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

令和 6 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計利益の処分について

令和 6 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙剰余金処分計算書のとおり処分する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により提案する。

令和6年度茅ヶ崎市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	18,670,026,751	3,557,413,247	944,166,129
議会の議決による処分類	498,630,818	0	△ 944,166,129
減債積立金の積立	0	0	△ 445,535,311
資本金への組入	498,630,818	0	△ 498,630,818
処分後残高	19,168,657,569	3,557,413,247	(繰越利益剰余金) 0

和解について

次のとおり和解する。

令和7年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 損害賠償の額 金1,300,000円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和7年2月12日午後2時30分頃、茅ヶ崎市堤2186番地先において、道路管理課職員が運転するショベルローダーが交差点で一時停止後に徐行していたところ、バケット部分が本線を走行している相手方車両と接触し、損害を与えたため、これに対する修理費等を賠償するものです。

提案理由

本案は、公用車の事故について和解を成立させるため提案する。

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和7年9月1日提出

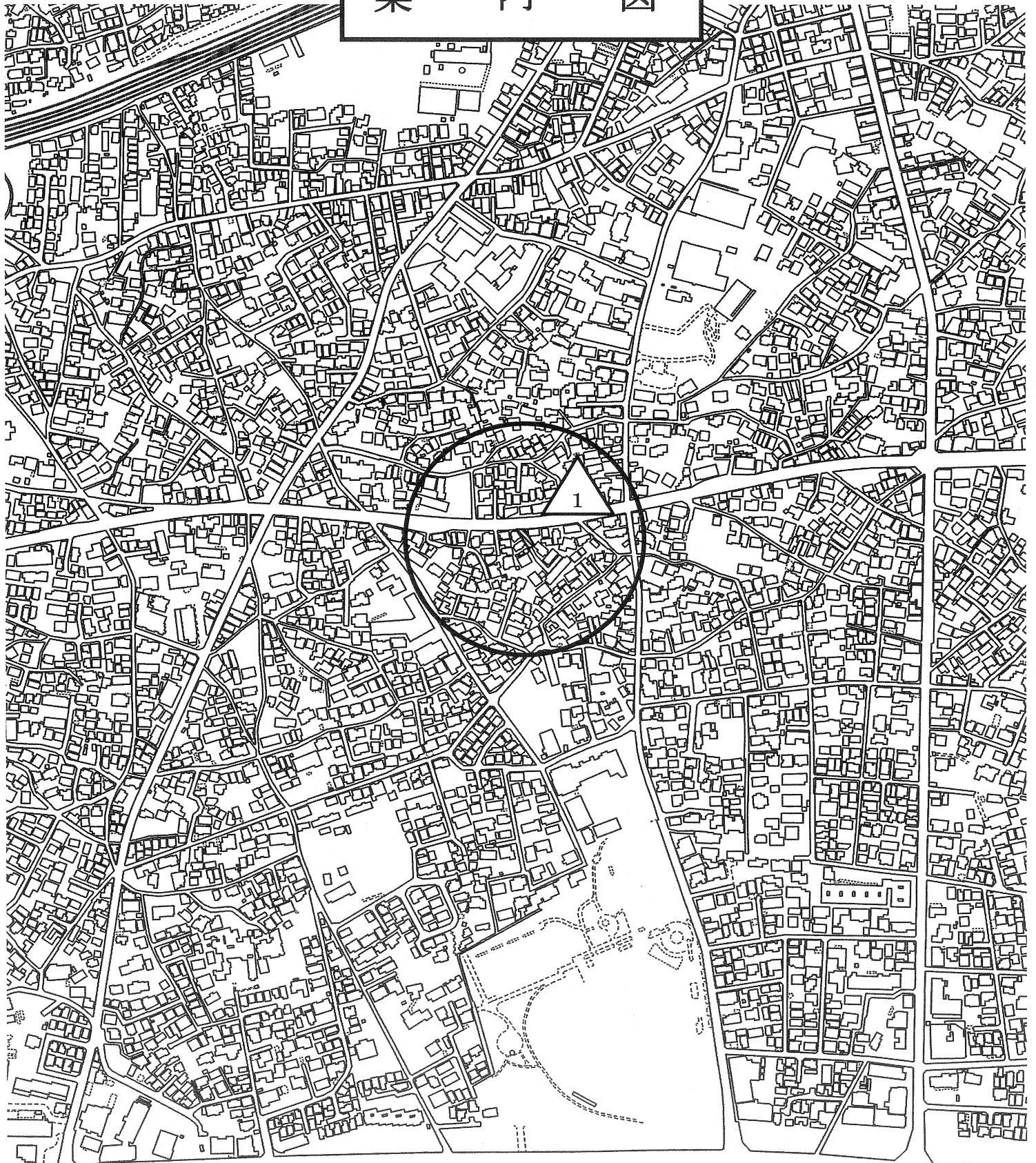
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	2015号線	中 海 岸 二 丁 目 10941番2地先	中 海 岸 二 丁 目 10934番2地先	m 21.51	m 1.82

提案理由

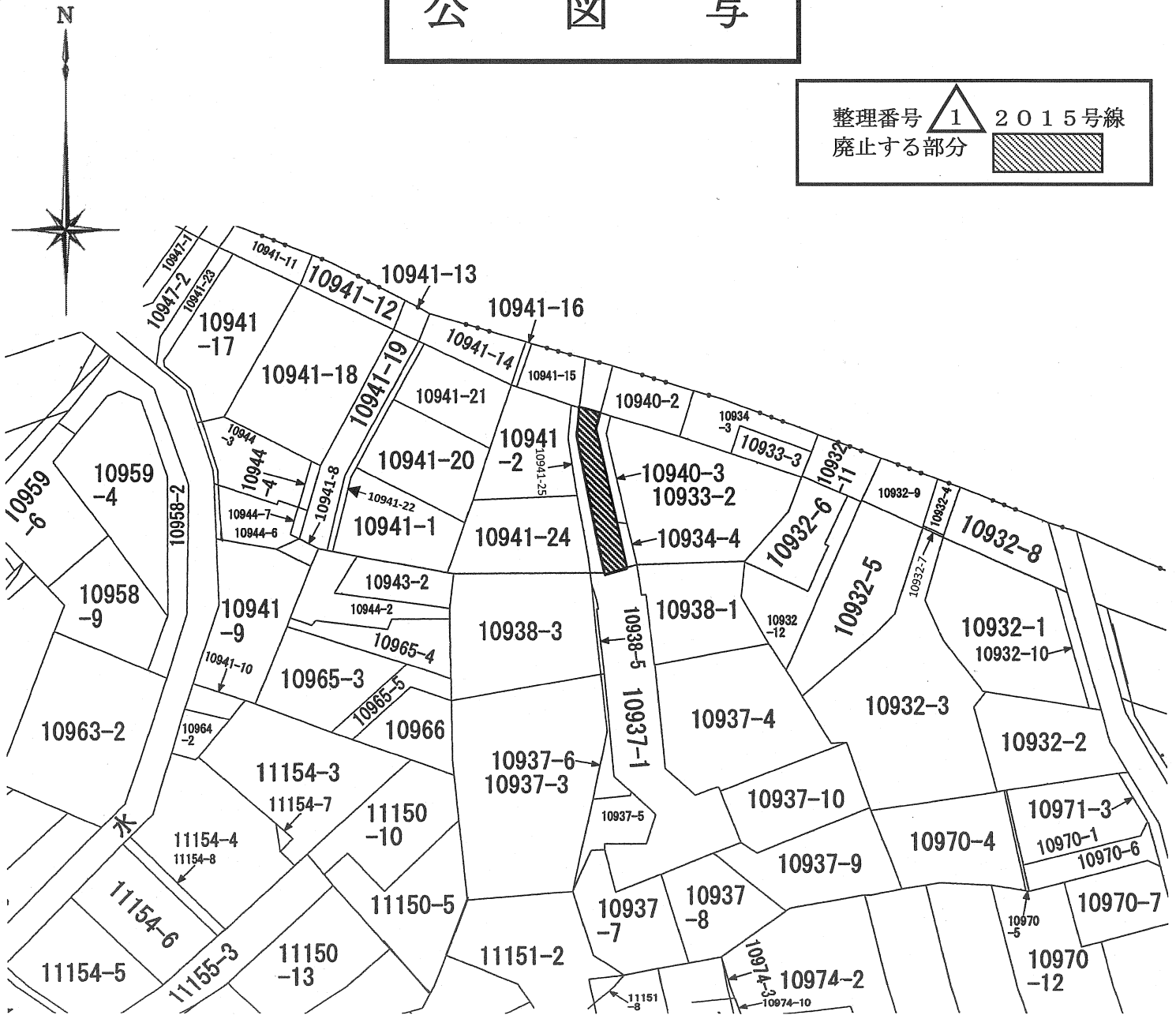
本案は、本市に帰属した道路との再編成に伴い、市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案 内 図



寫 函 公

整理番号  2015号線
廃止する部分 



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

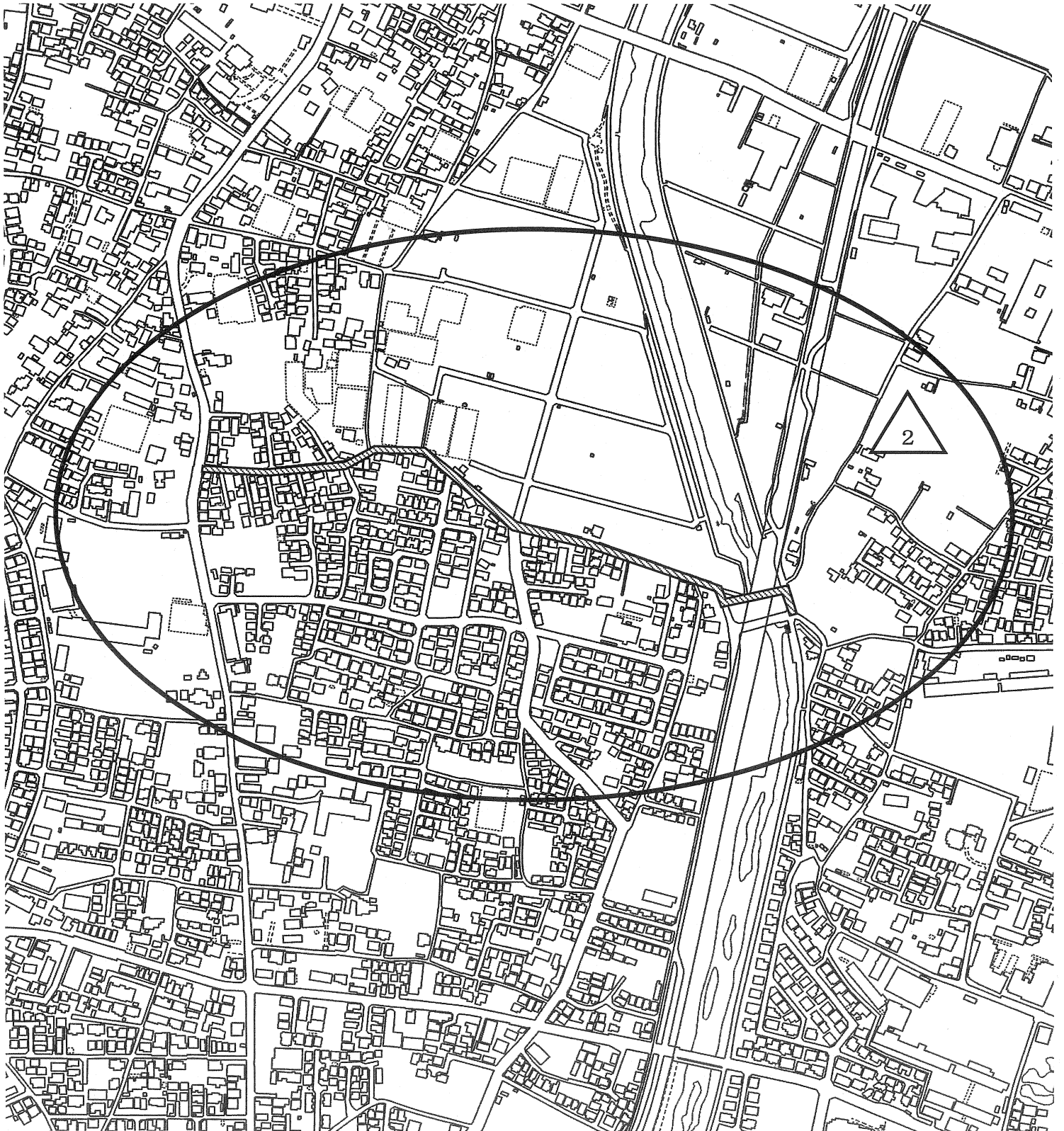
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	5 4 2 0 号 線	萩 園 字 寺 田 1 7 6 8 番 1 地 先	浜之郷字西ノ谷上 2 2 1 番 3 地 先	m 610.87	3.73 m ~ 15.14

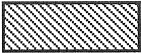
提案理由

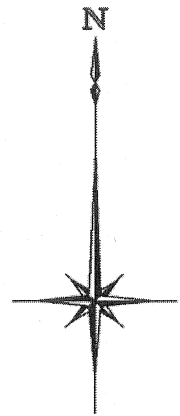
本案は、市道の再編成に伴い、市道路線を廃止するため、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により提案する。

案 内 図



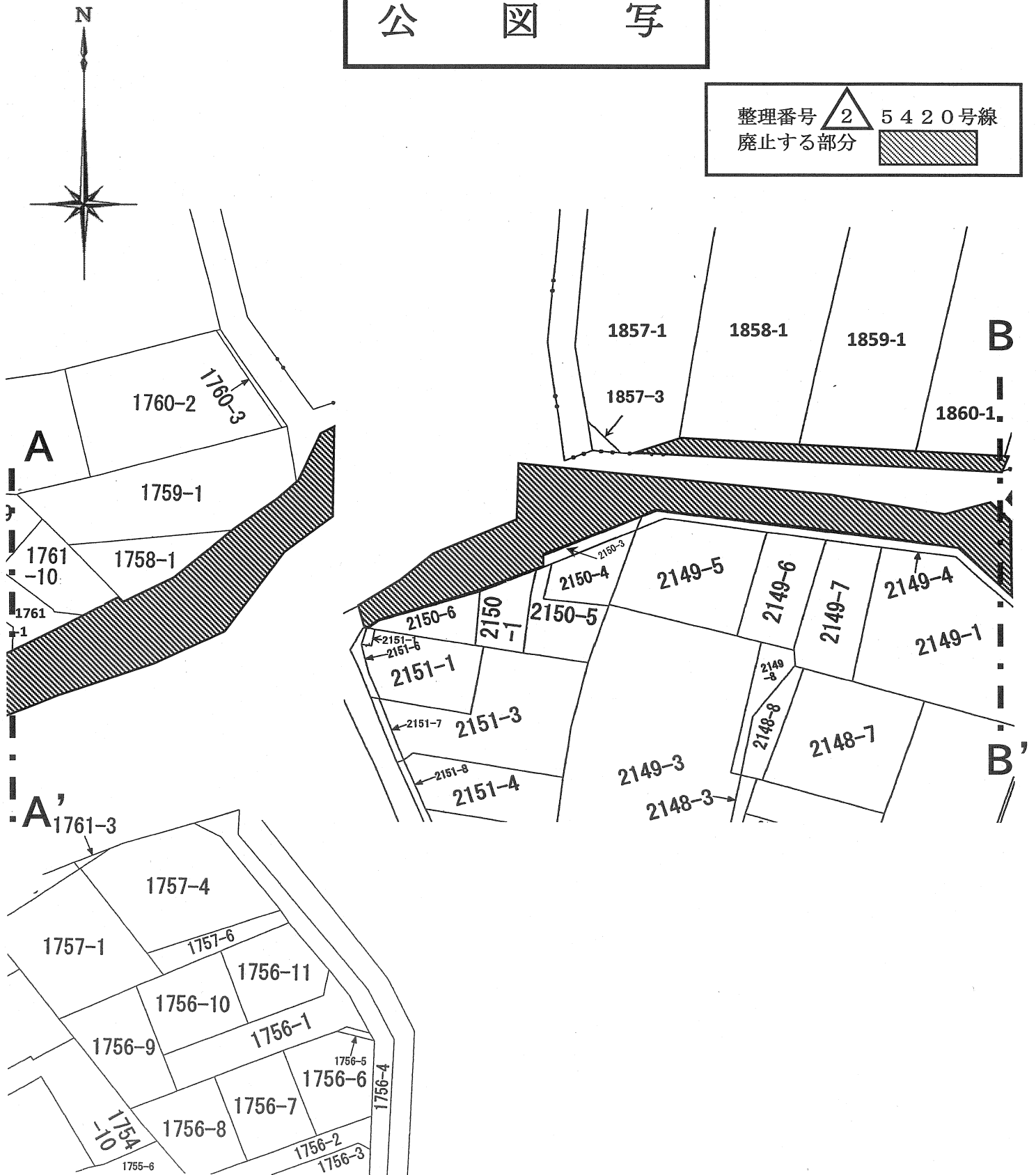
公 図 写

整理番号 $\triangle 2$ 5 4 2 0 号線
廃止する部分 



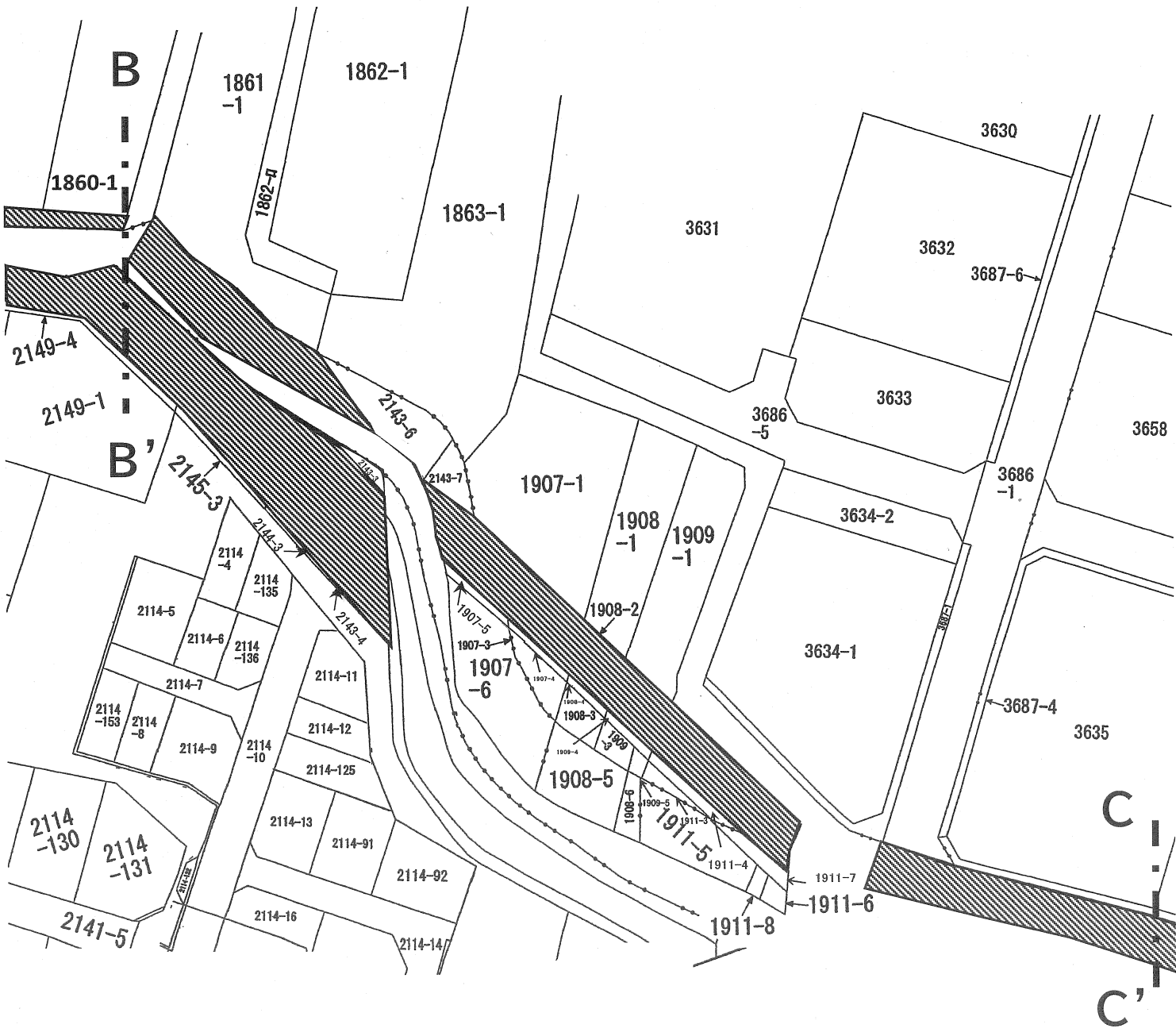
公 図 写

整理番号  5420号線
廃止する部分 



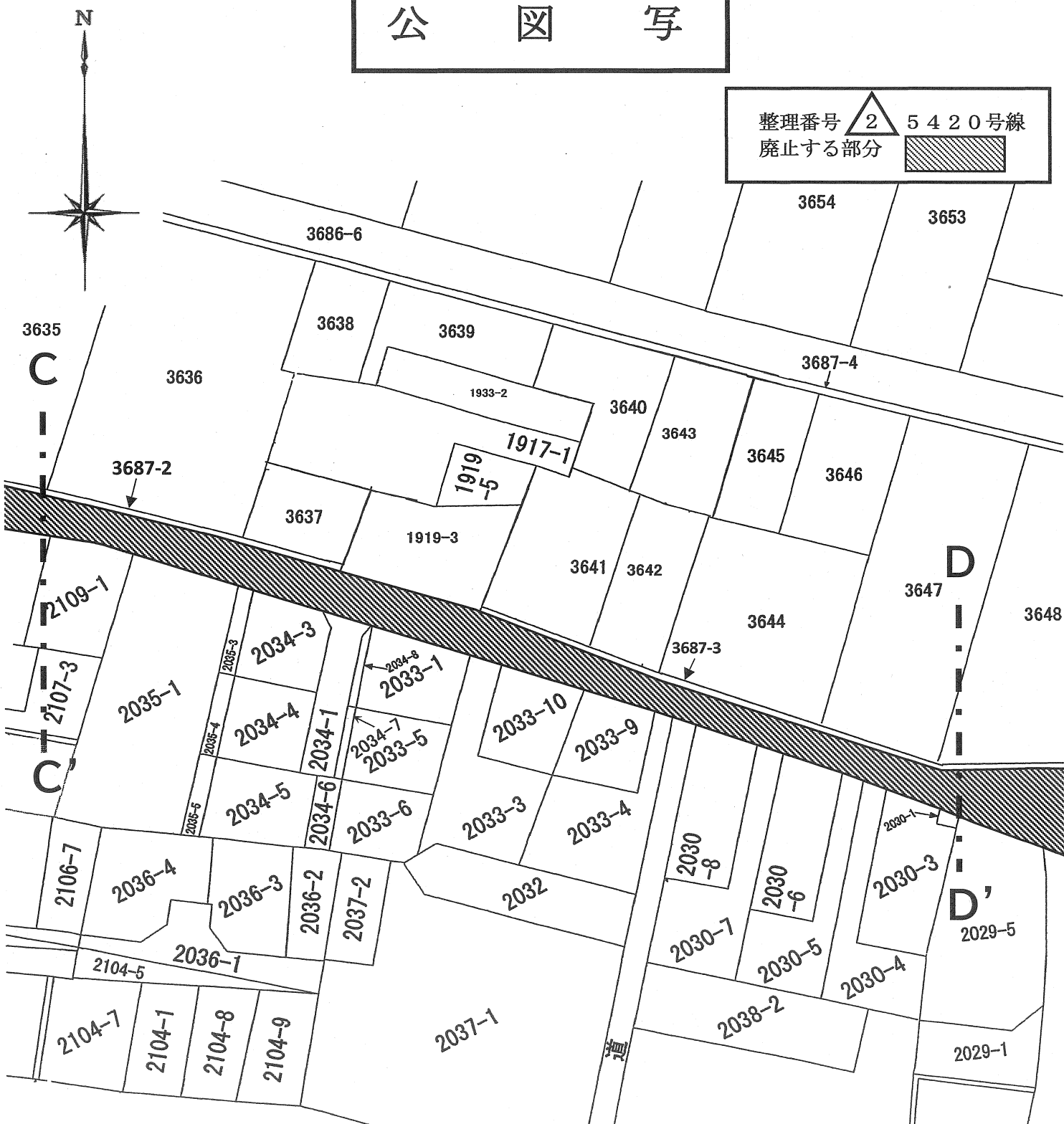
公 函 写

整理番号  5420号線
廃止する部分 

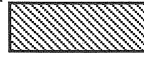


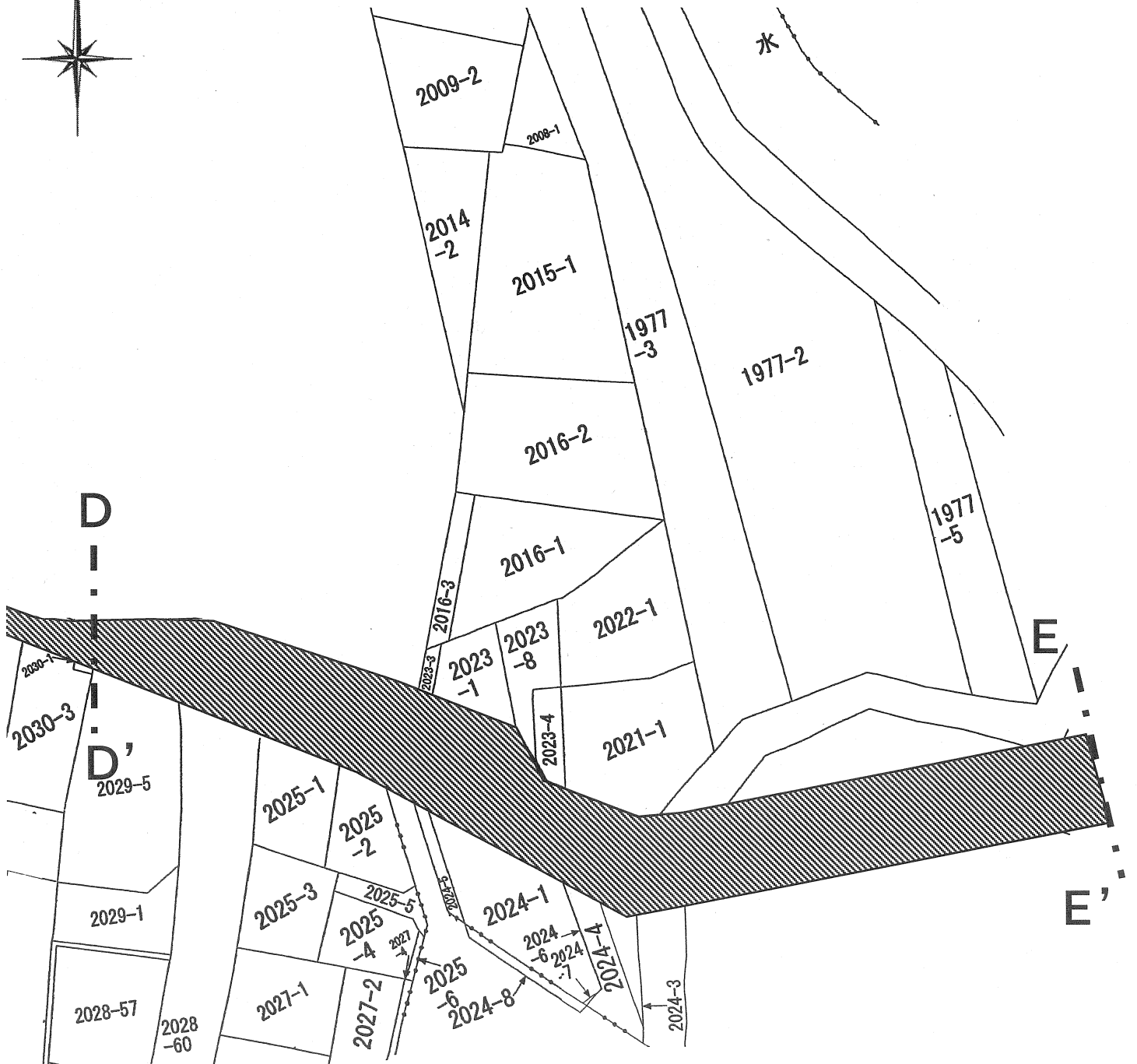
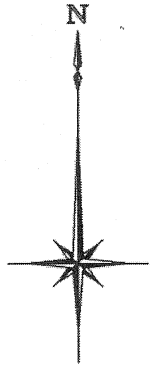
寫 函 公

整理番号  5420号線
廃止する部分 



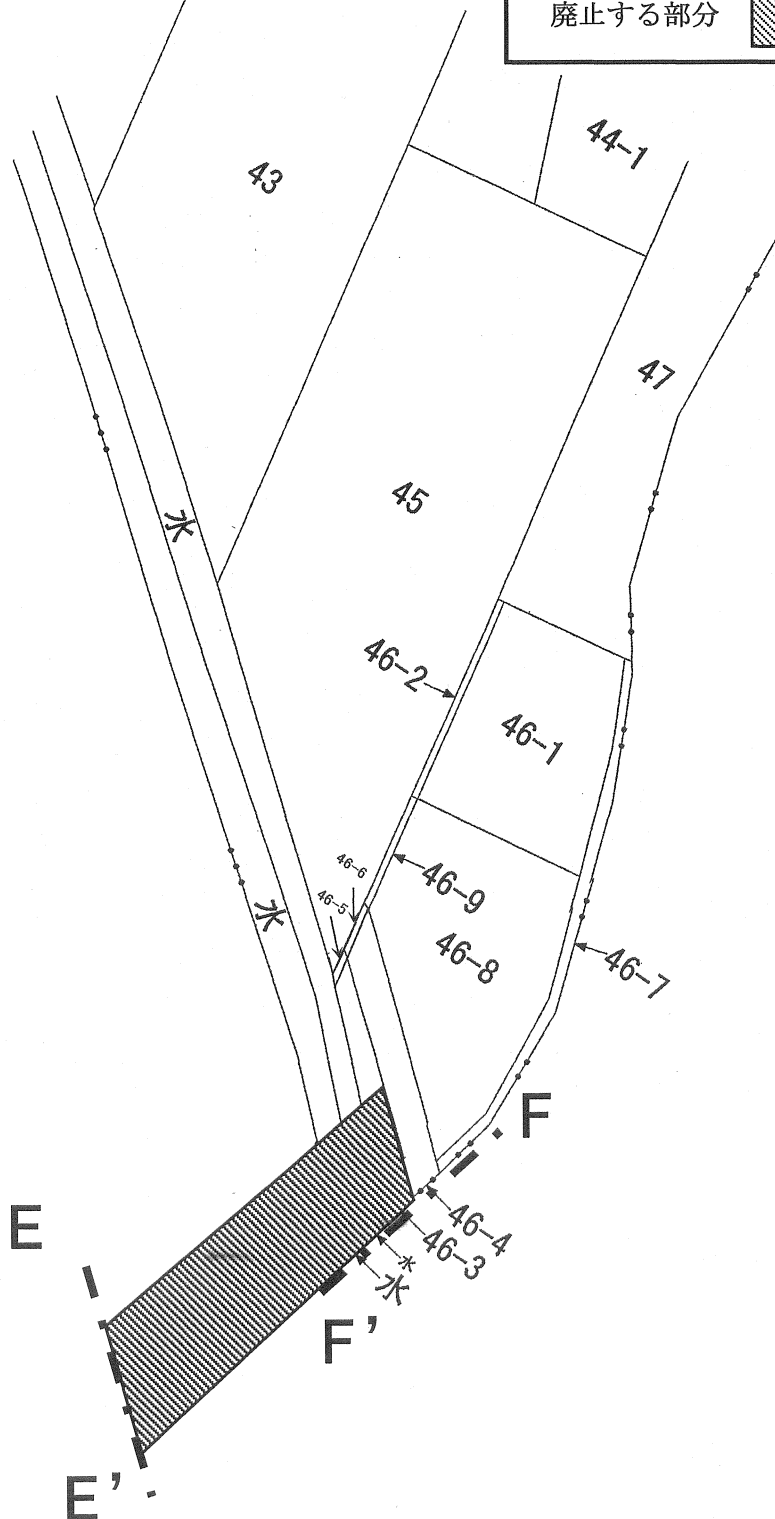
公 図 写

整理番号  5420号線
廃止する部分 



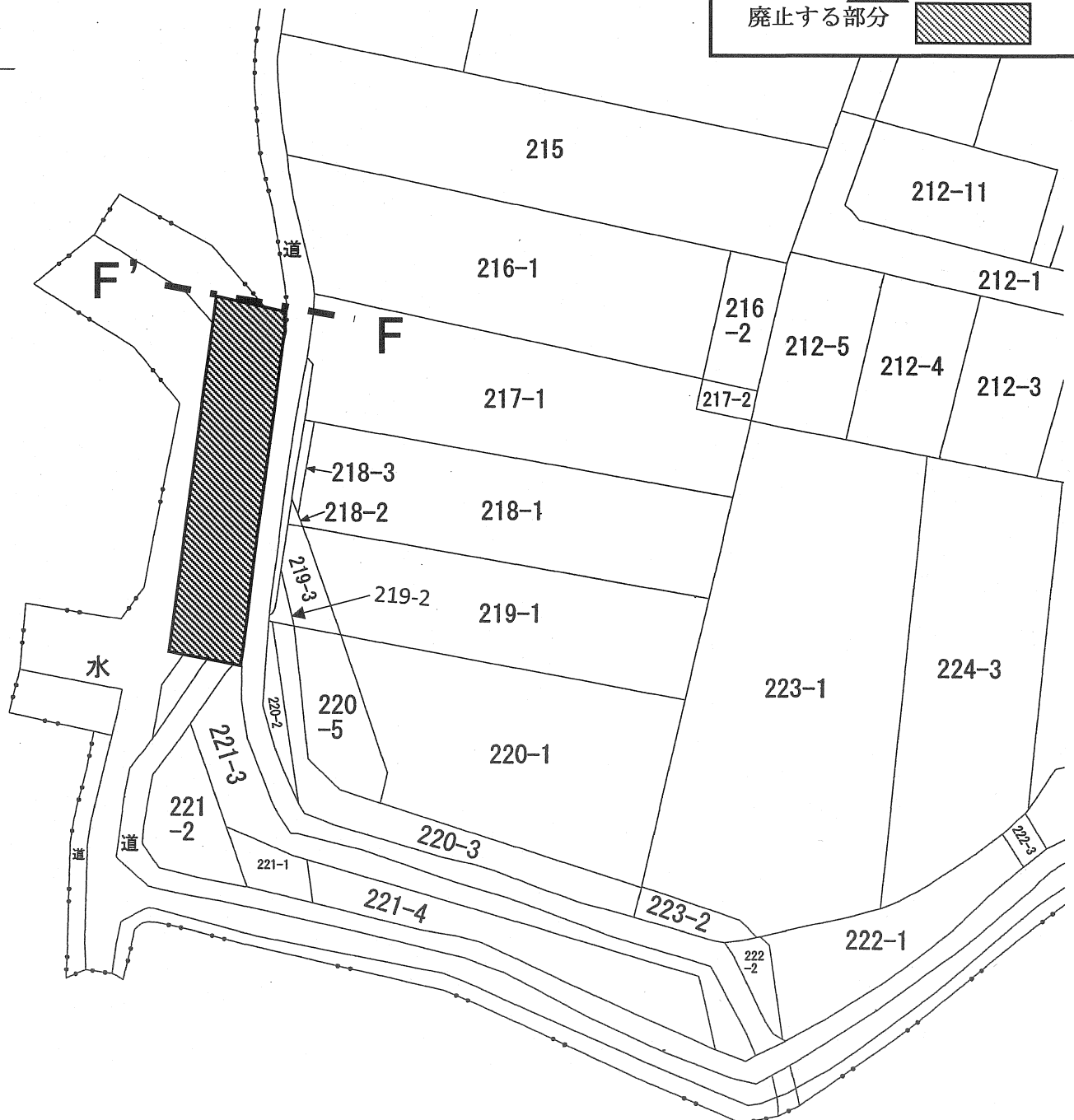
写 図 公

整理番号 2 5420号線
廃止する部分



公 図 写

整理番号 **2** 5420号線
廃止する部分



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和7年9月1日提出

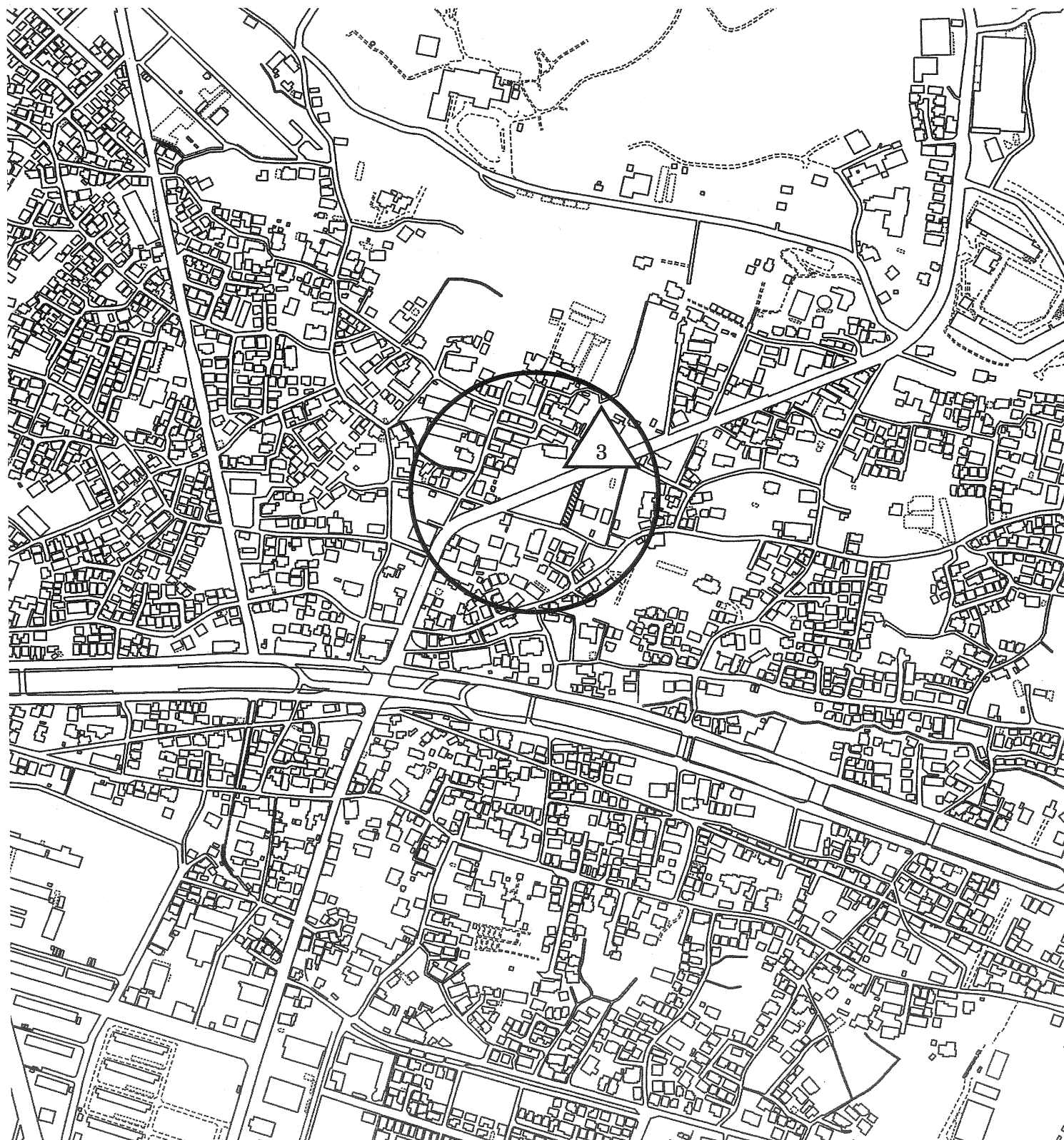
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	6072号線	甘 沼 字 中 村 5 8 9 番 3 地 先	甘 沼 字 中 村 5 9 3 番 地 先	m 45.35	m 1.82

提案理由

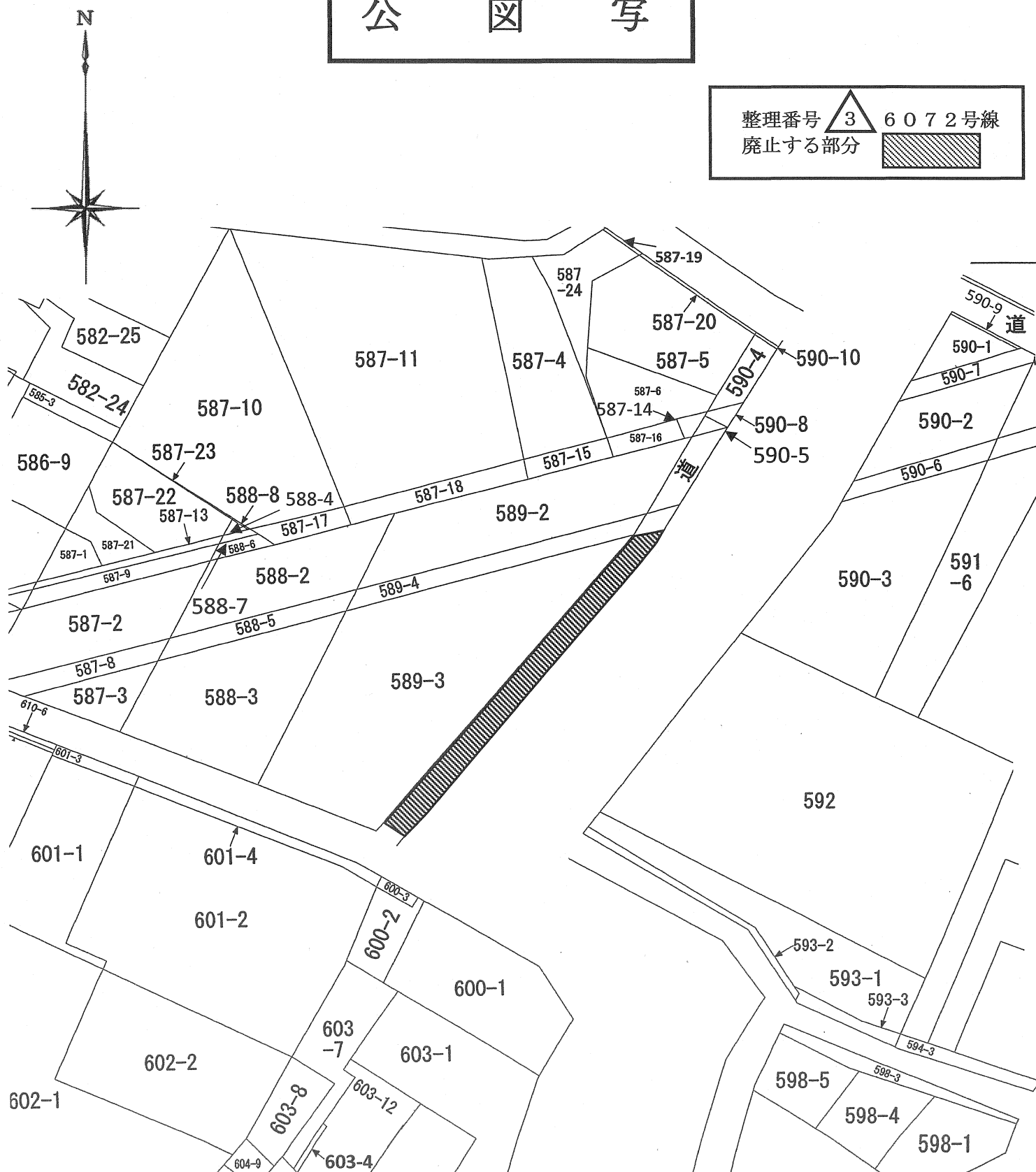
本案は、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号 3 6072号線
廃止する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和7年9月1日提出

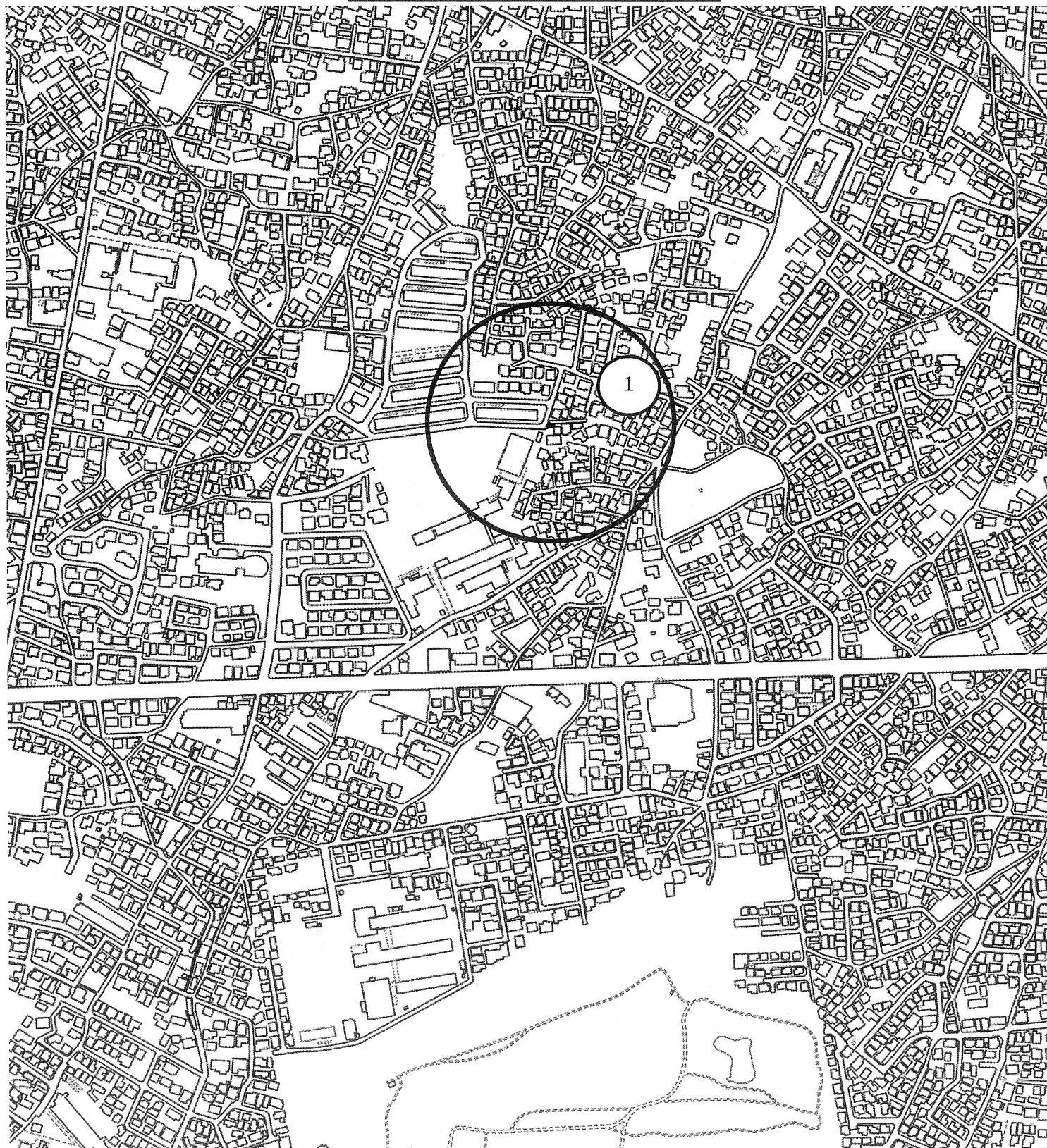
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	1977号線	松が丘二丁目 2397番17地先	松が丘二丁目 2371番91地先	m 5.65	4.20 m ~ 4.21

提案理由

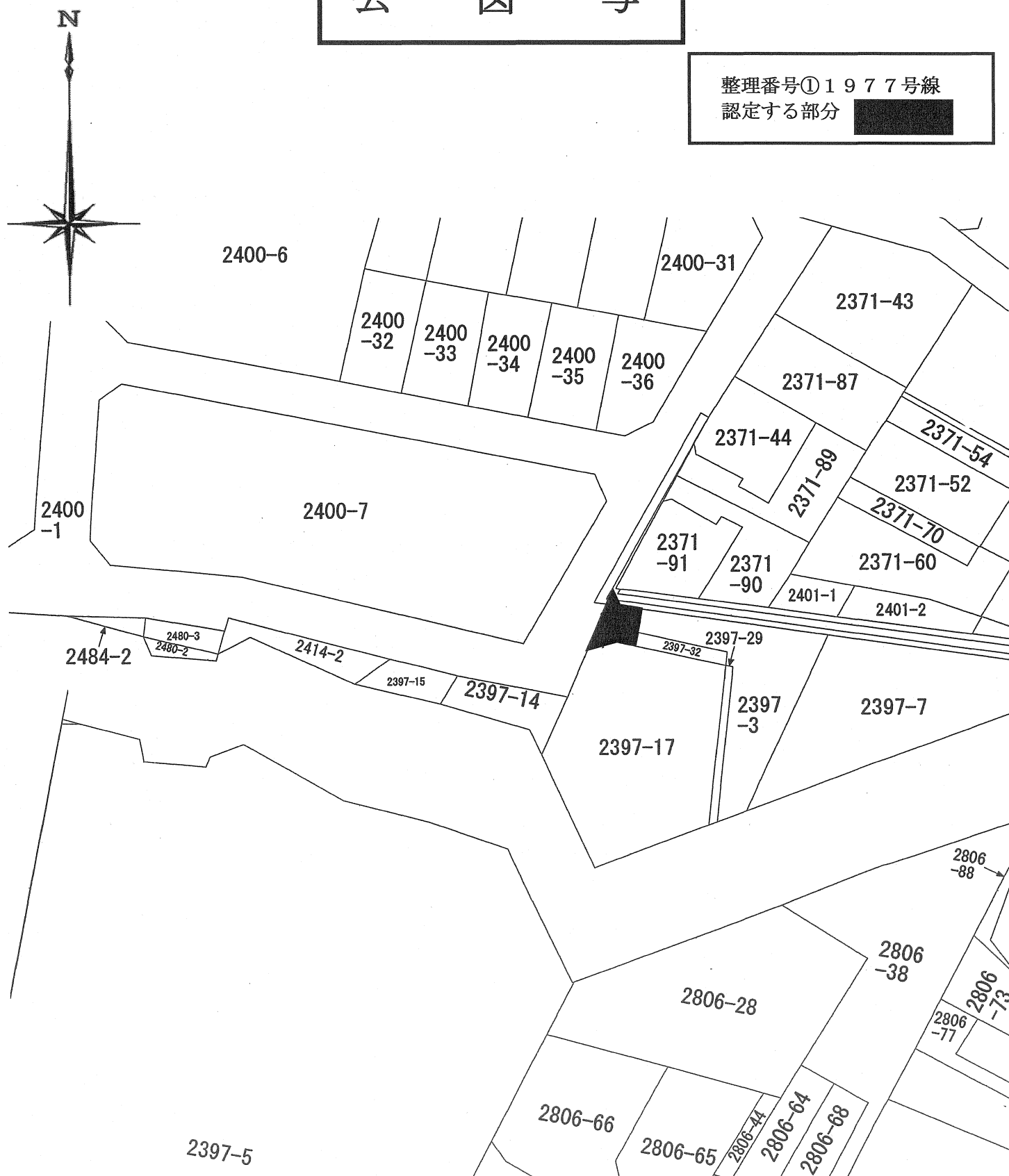
本案は、令和7年5月13日に市内在住の個人及び株式会社メルディアから本市に寄附された道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号①1977号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和7年9月1日提出

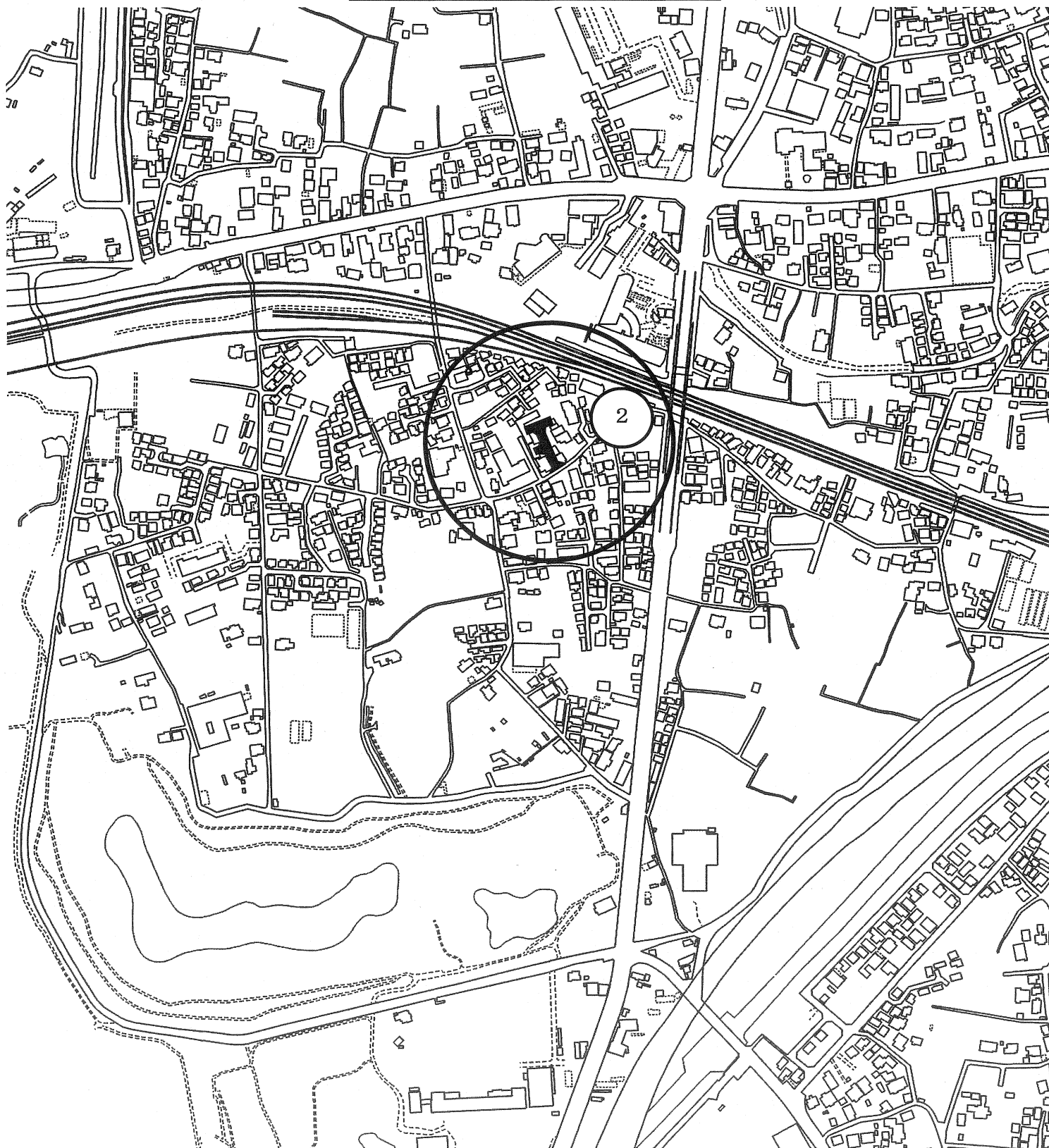
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	2728号線	中 島 字 前 河 内 1 1 3 2 番 1 地 先	中 島 字 前 河 内 1 1 3 0 番 1 1 地 先	m 65.92	m 4.50

提案理由

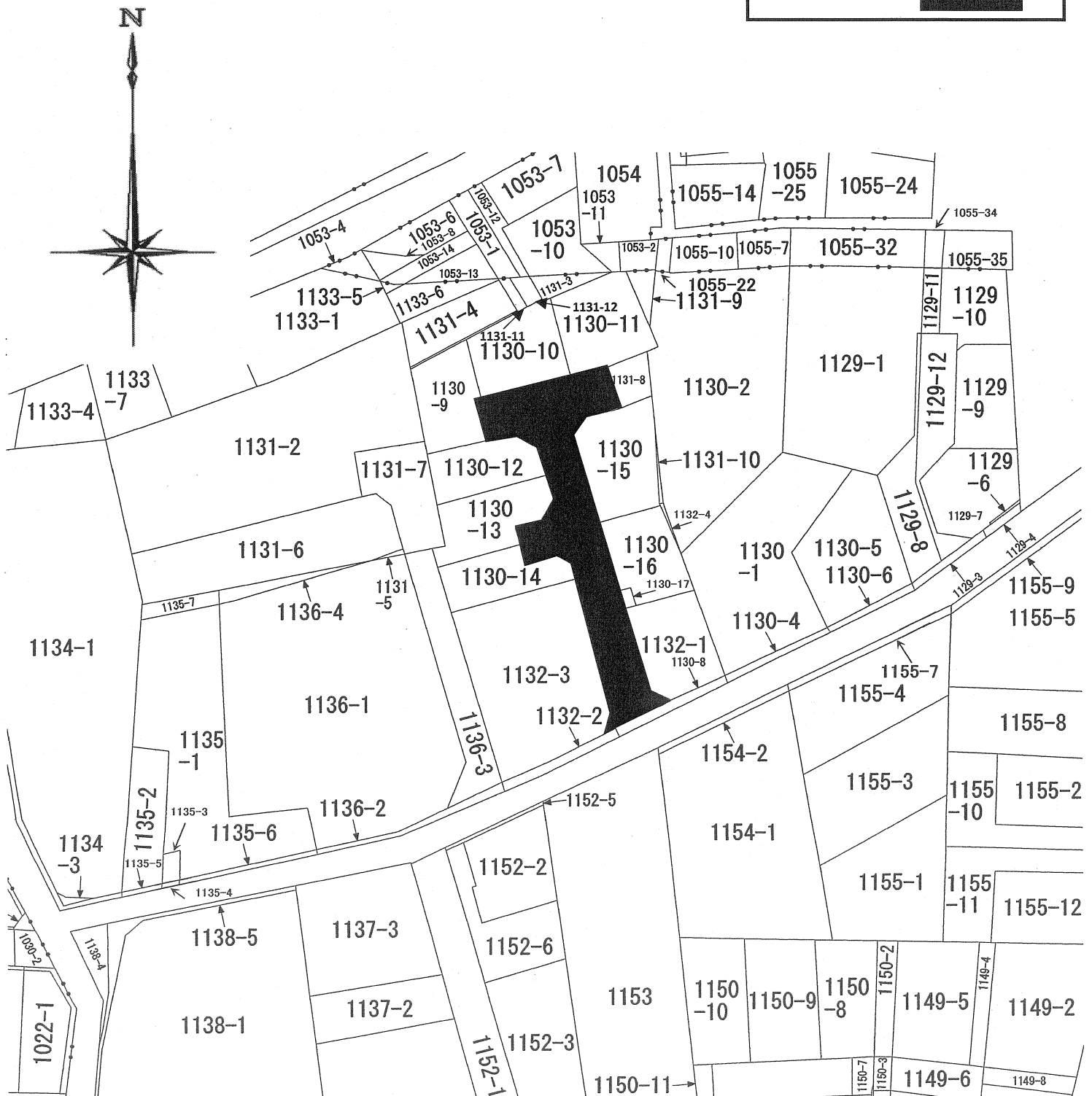
本案は、株式会社飯田産業が築造し、令和7年4月22日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号②2728号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

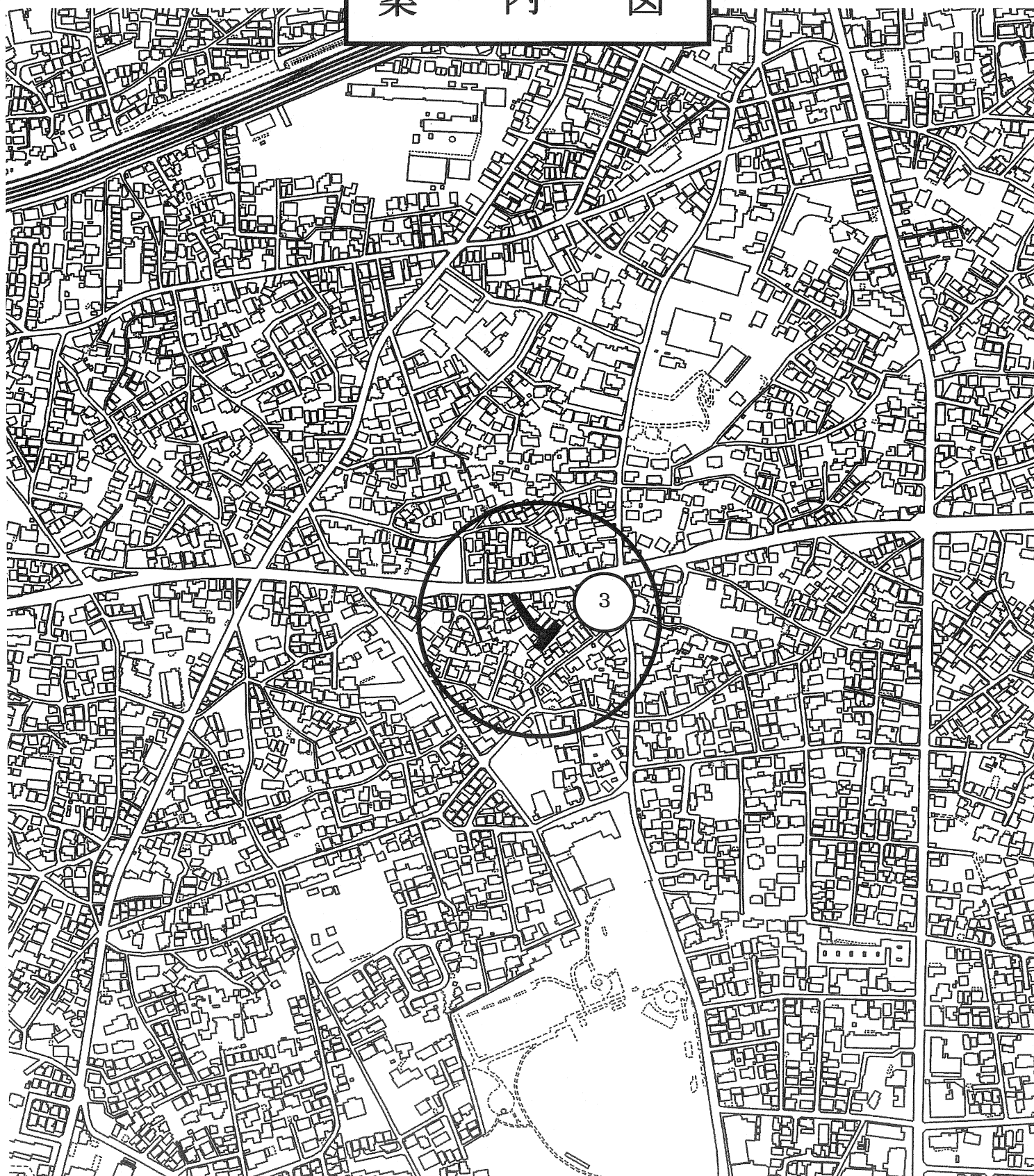
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	2 7 2 9 号線	中 海 岸 二 丁 目 1 0 9 4 1 番 2 地 先	中 海 岸 二 丁 目 1 0 9 3 7 番 7 地 先	m 65.78	4.00 m ~ 4.82

提案理由

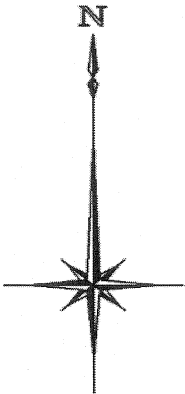
本案は、株式会社ルーク・リアルエステートが築造し、令和 7 年 5 月 3 0 日に帰属した道路及び市道 2 0 1 5 号線を再編成し、新たな市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 函 写

整理番号③2729号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和7年9月1日提出

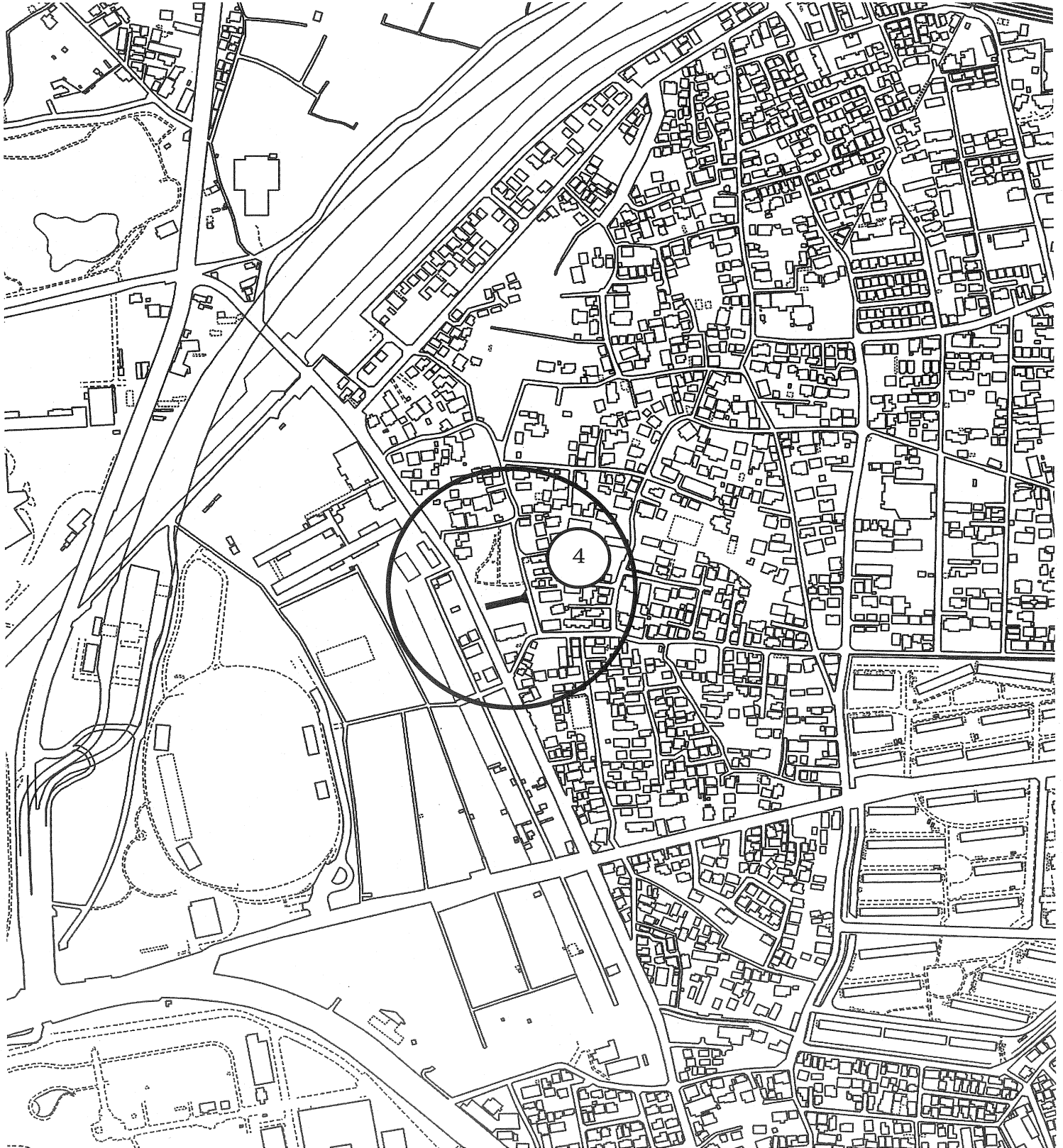
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	2730号線	柳 島 二 丁 目 237番10地先	柳 島 二 丁 目 237番6地先	m 40.28	m 6.00

提案理由

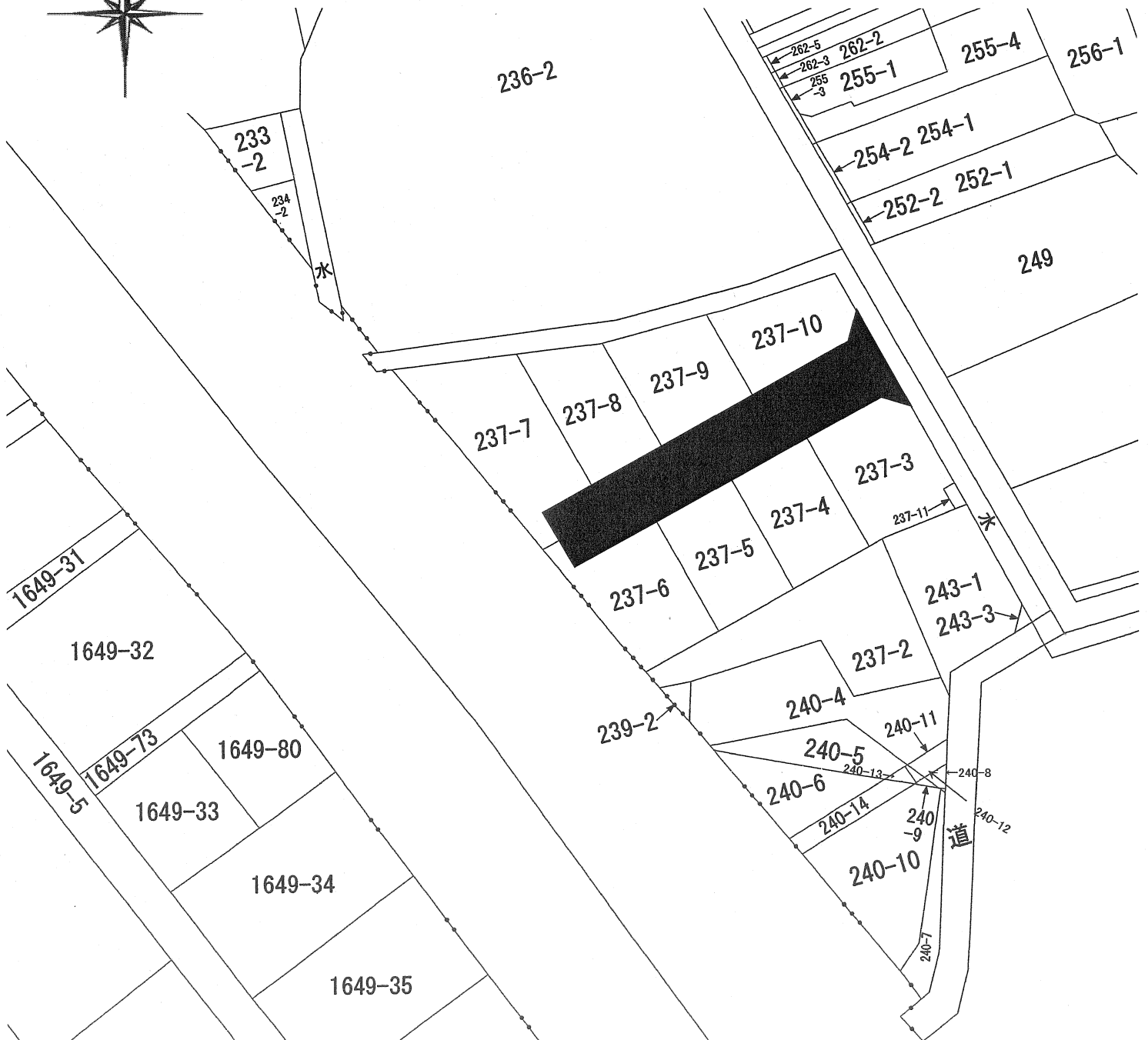
本案は、株式会社アーネストワンが築造し、令和7年6月7日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号④2730号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

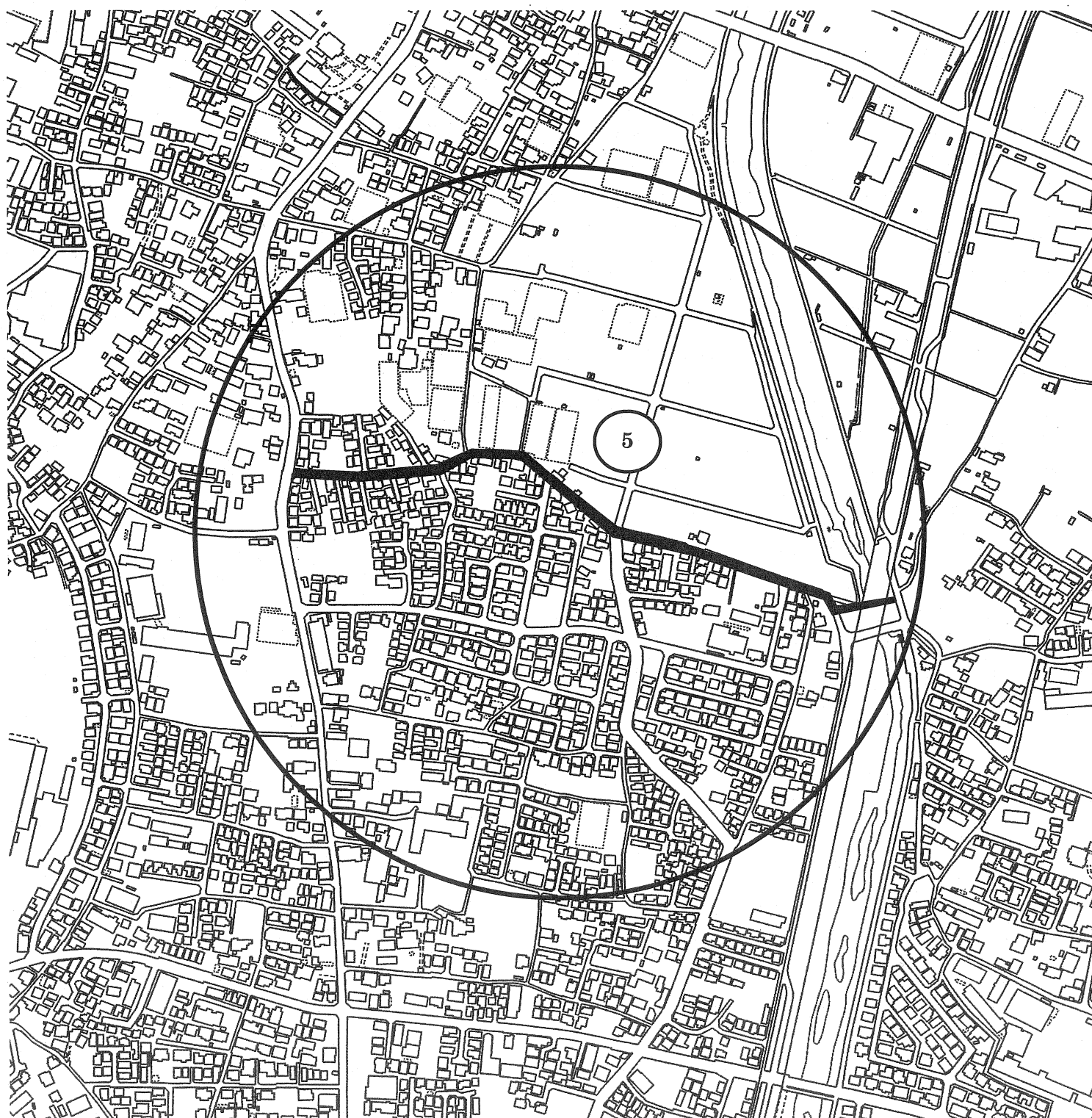
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	5806 号線	萩 園 字 寺 田 1 7 2 0 番 4 地 先	浜 之 郷 字 西 ノ 谷 4 6 番 3 地 先	m 574.23	3.73 m 15.14

提案理由

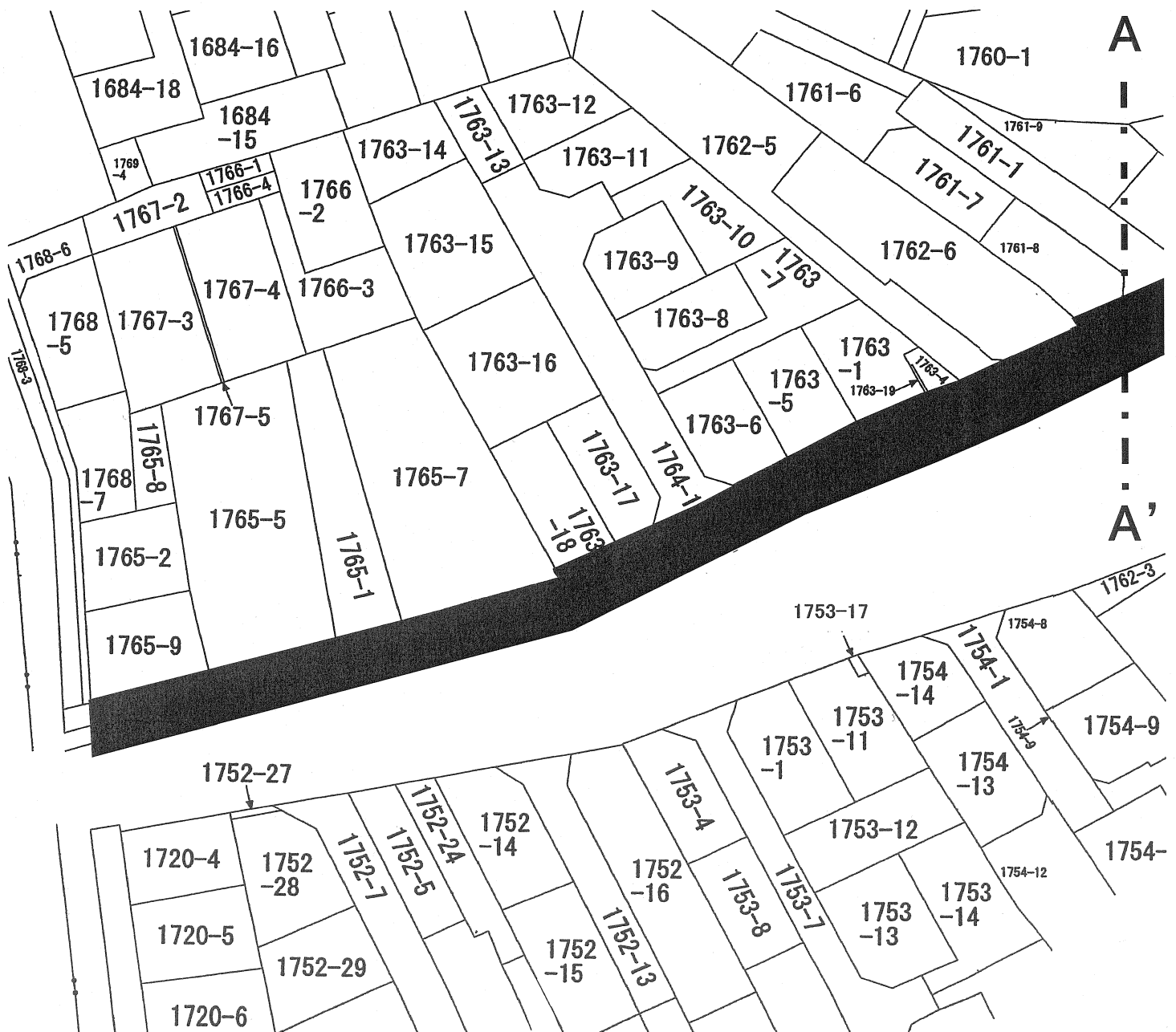
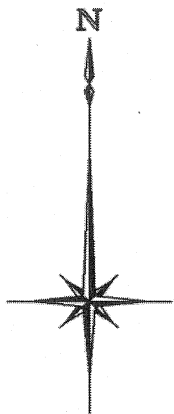
本案は、浜園橋架け替えに伴い市道 5420 号線を再編成し、新たに市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



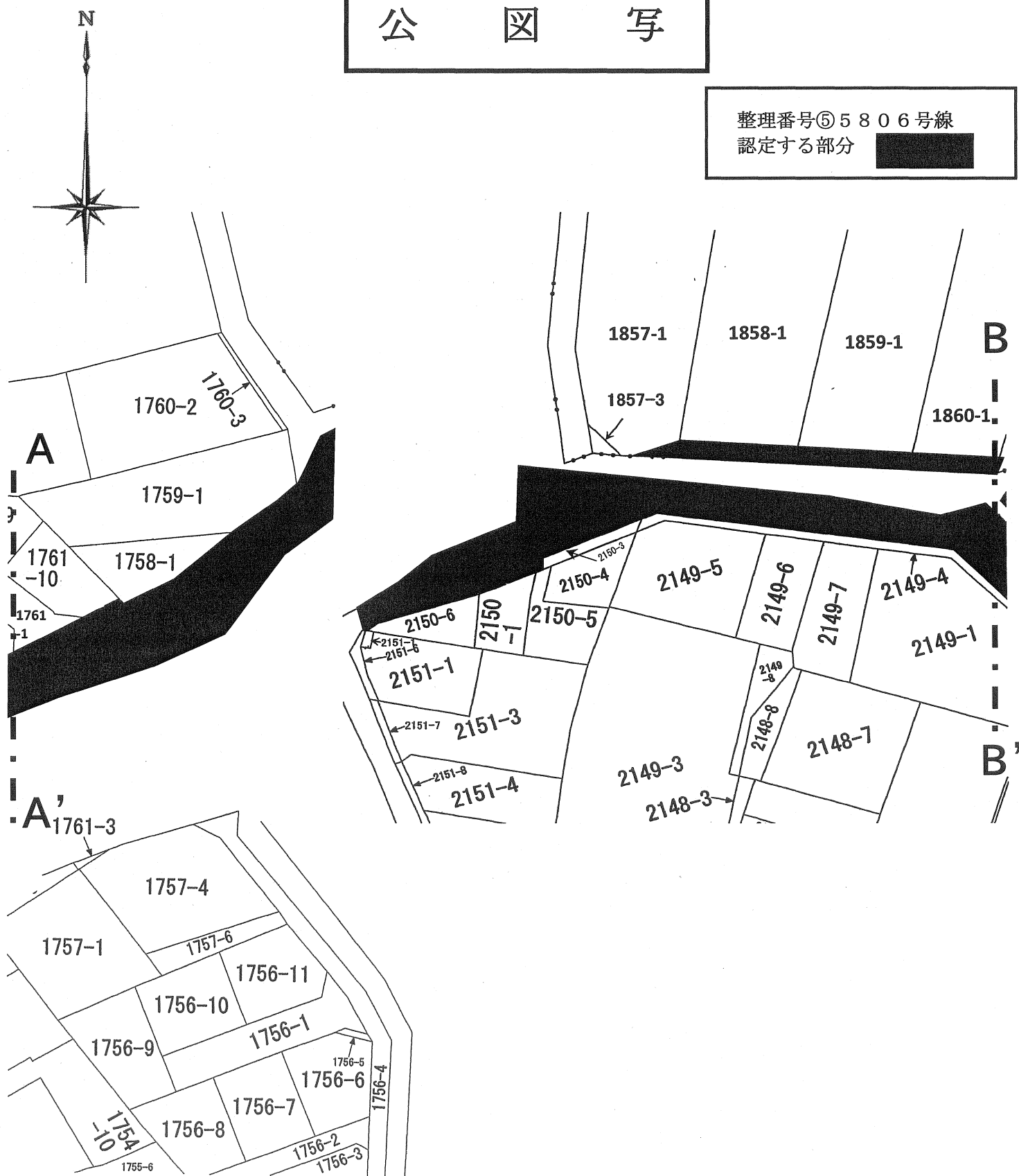
公 図 写

整理番号⑤5806号線
認定する部分



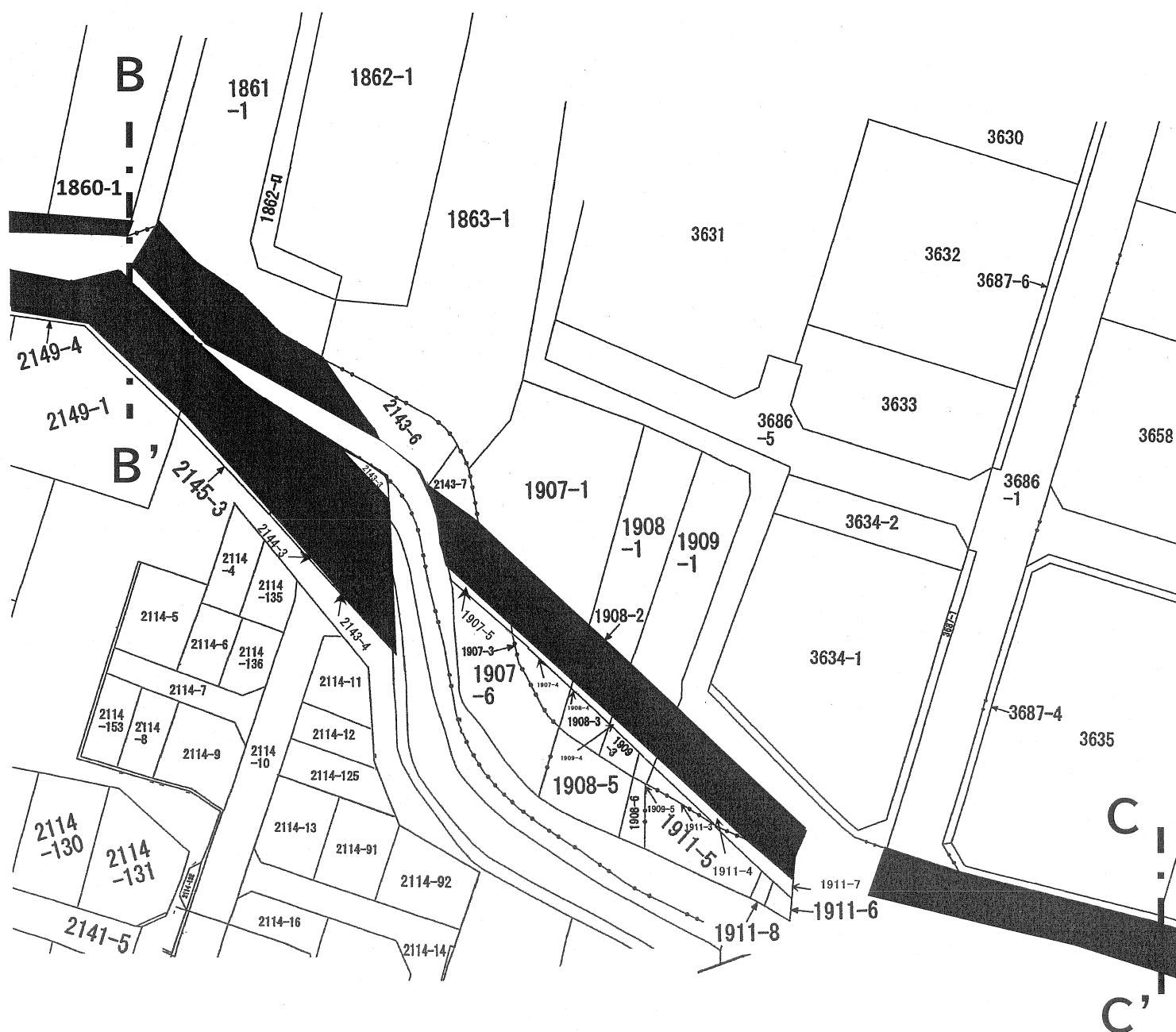
公 図 写

整理番号⑤5806号線
認定する部分



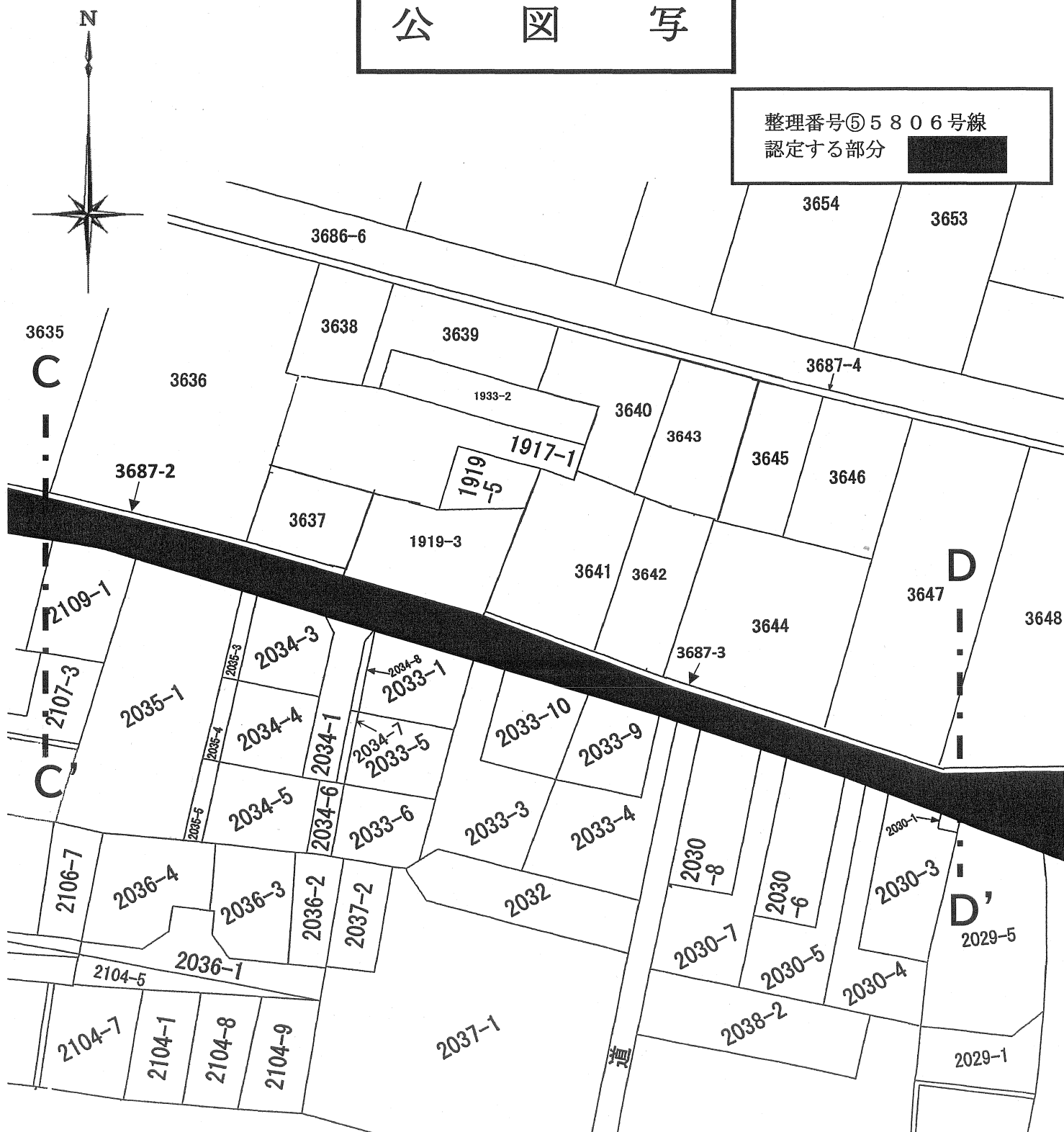
公 図 写

整理番号⑤5806号線
認定する部分



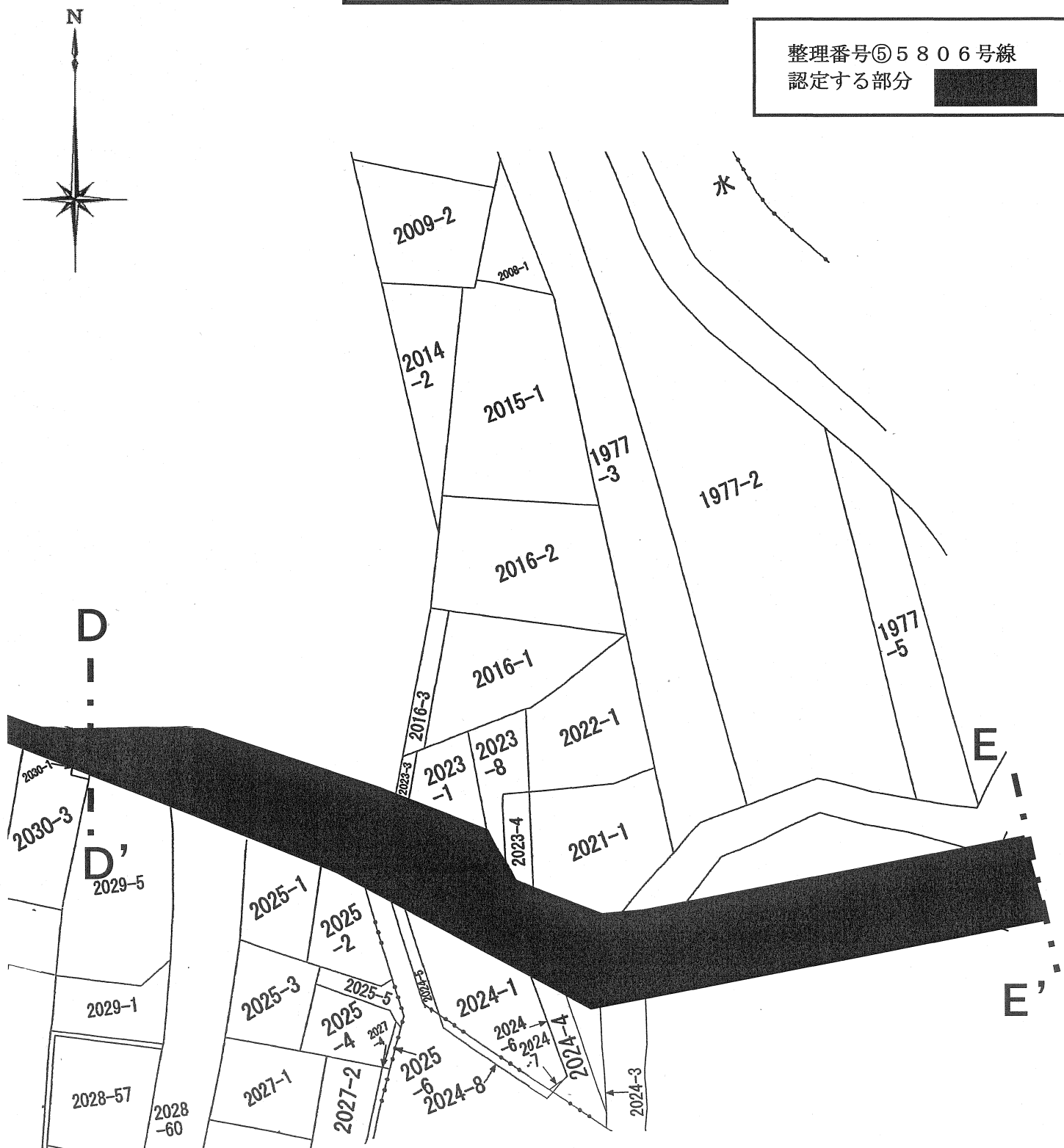
公 図 写

整理番号⑤5806号線
認定する部分



公 図 写

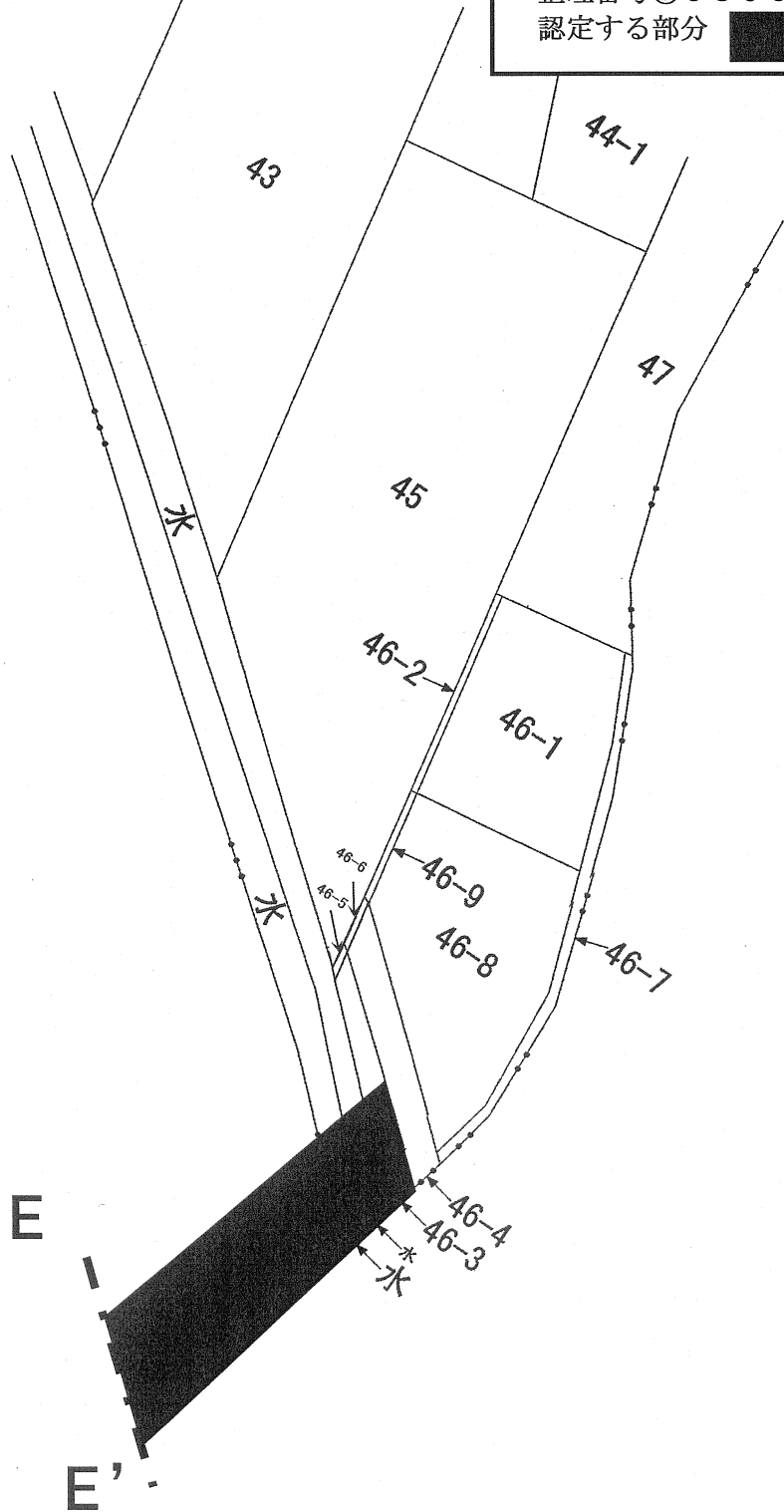
整理番号⑤5806号線
認定する部分



議案第 96 号の 5 資料

公 函 写

整理番号⑤ 5806 号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和7年9月1日提出

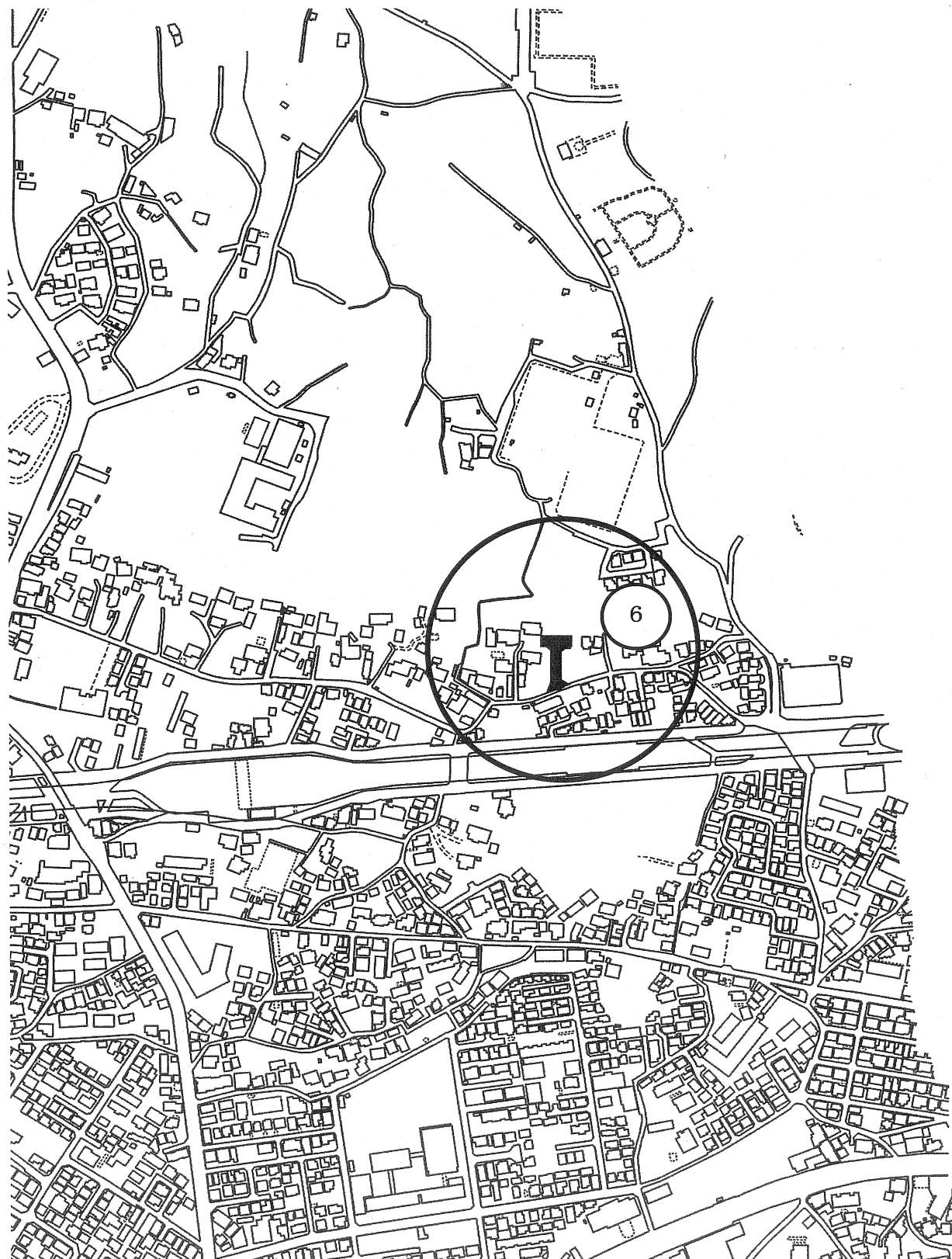
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑥	6563号線	赤羽根字六図 2716番6地先	赤羽根字六図 2716番13地先	m 42.58	4.21 m ~ 6.00

提案理由

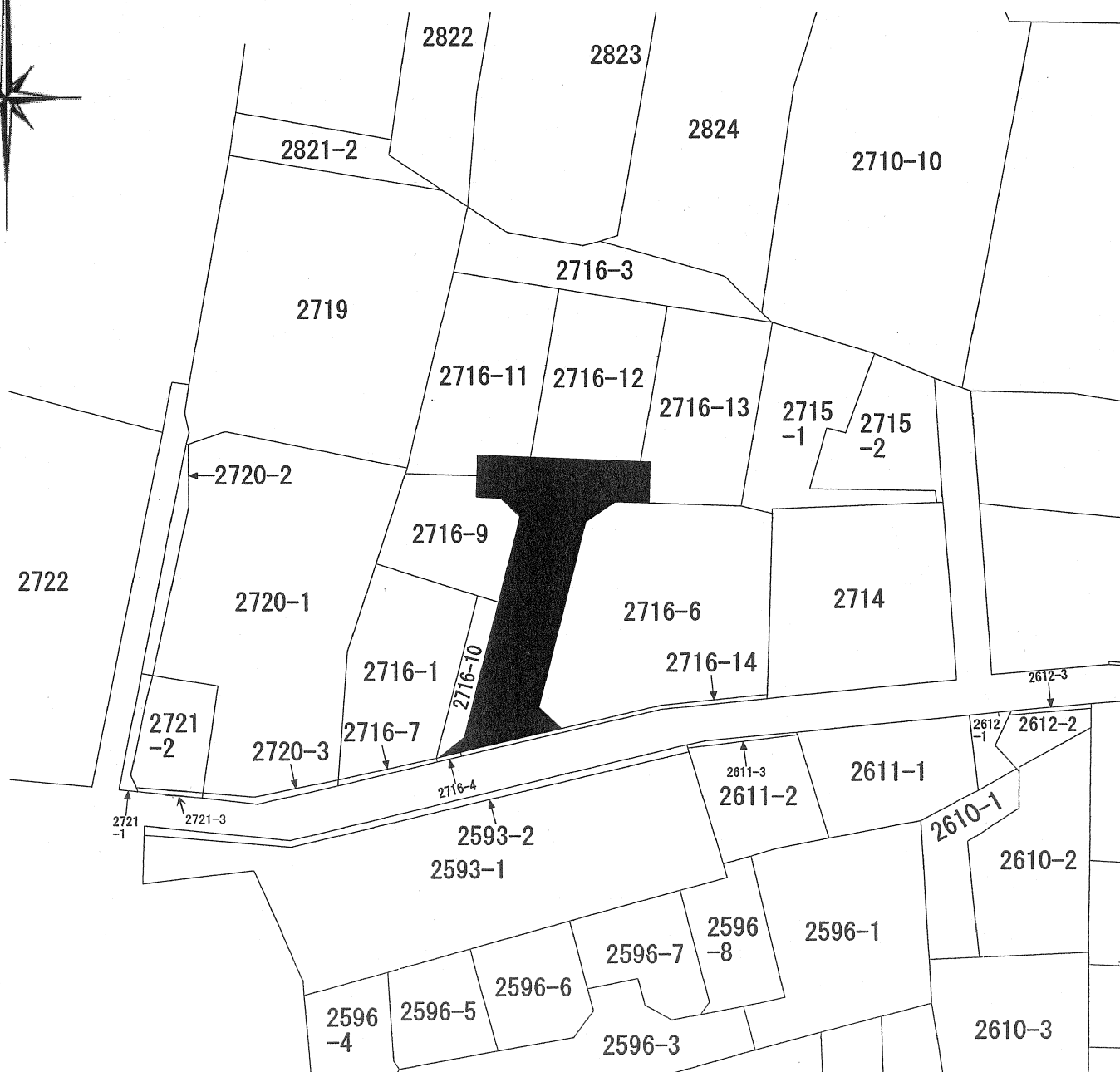
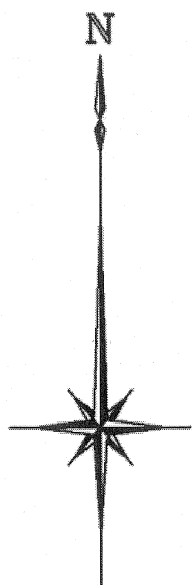
本案は、株式会社ラックスエステートが築造し、令和7年7月17日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号⑥6563号線
認定する部分



令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案する。

令和 6 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案する。

令和6年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和7年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和 6 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案する。

令和 6 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案する。

令和 6 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算の認定について

令和 6 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により提案する。

令和6年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定について

令和6年度茅ヶ崎市病院事業会計決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和7年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により提案する。

令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費精算報告について

令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費の精算について、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和6年度茅ヶ崎

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国 県 支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	体育館管理運営経費 (総合体育館 空調設備設置工事)	令和5年度	300,000,000		300,000,000		
			令和6年度	881,257,000		881,200,000		57,000
			計	1,181,257,000		1,181,200,000		57,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	浜園橋橋りょう 整備事業 (上部工事)	令和4年度					
			令和5年度	150,524,000	28,530,000	69,700,000	44,436,000	7,858,000
			令和6年度	255,222,000	19,130,000	147,200,000	72,565,000	16,327,000
			計	405,746,000	47,660,000	216,900,000	117,001,000	24,185,000

市 継 続 費 精 算 報 告 書

(単位 円)

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国 県 支出金	地 方 債	そ の 他			国 県 支出金	地 方 債	そ の 他	
113,920,000		113,920,000			186,080,000		186,080,000		
647,845,400		604,100,000	43,605,375	140,025	233,411,600		277,100,000	△ 43,605,375	△ 83,025
761,765,400		718,020,000	43,605,375	140,025	419,491,600		463,180,000	△ 43,605,375	△ 83,025
141,603,000	33,705,000	57,400,000	44,054,266	6,443,734	8,921,000	△ 5,175,000	12,300,000	381,734	1,414,266
259,559,300	75,600,000	93,600,000	79,906,493	10,452,807	△ 4,337,300	△ 56,470,000	53,600,000	△ 7,341,493	5,874,193
401,162,300	109,305,000	151,000,000	123,960,759	16,896,541	4,583,700	△ 61,645,000	65,900,000	△ 6,959,759	7,288,459

令和 6 年度茅ヶ崎市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算による茅ヶ崎市の健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和6年度茅ヶ崎市健全化判断比率報告書

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4.8	17.2
(11.29)	(16.29)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載する。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載する。

令和 6 年度茅ヶ崎市資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算による茅ヶ崎市の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

令和6年度茅ヶ崎市資金不足比率報告書

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	4,249,074千円
病 院 事 業 会 計	—	12,291,578千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により算定した事業の規模について注記する。

専決処分の報告について

次のとおり令和7年7月9日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金20,840円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和7年3月21日午後5時25分頃、浜見平保育園敷地内において保育中の児童が投げたハンガーが相手方にあたり負傷したため、これに対する治療費等を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和7年7月14日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金48,400円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和7年6月6日午後1時40分頃、東海岸南四丁目11番53-19号において、環境事業センター職員が運転する塵芥車が狭あい道路での収集作業を完了しハンドルを右に切りながら前進したところ、相手方住宅の雨どいに接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和7年7月17日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金92,500円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和7年6月9日午後1時40分頃、平和町1番23号地先において、建設総務課職員が運転する公用車が進路を変更しようとして後退したところ、停車中の相手方車両に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和 7 年 7 月 25 日専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金 372,900 円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和 7 年 5 月 17 日午後 3 時 44 分頃、東海岸北四丁目 12 番 10-3 号において単独柱に設置している防犯灯が転倒し、相手方住宅のテラス支柱に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和7年7月29日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金228,085円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和7年5月1日午後3時24分頃、十間坂一丁目4番21号において、博物館職員が運転する公用車が方向転換のため、後退したところ、駐車していた相手方車両に接触し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和7年8月5日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年9月1日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金198,824円
- 2 損害賠償の相手方 市外在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和7年5月22日午前11時3分頃、松林小学校敷地内において、職員が草刈機を使用して草刈りを行っていたところ、石がはね、駐車していた相手方車両に当たり、損害を与えたため、これに対する修理費等を賠償したものです。